

市政の現状

(第3分科会)

- 1 保健福祉について
 - (1) 福祉・地域医療について
 - (2) 保健について
- 2 こども育成部の主な事業概要について
- 3 教育について

1 保健福祉について

(1) 福祉・地域医療について

市政の現状 「福祉・地域医療について」

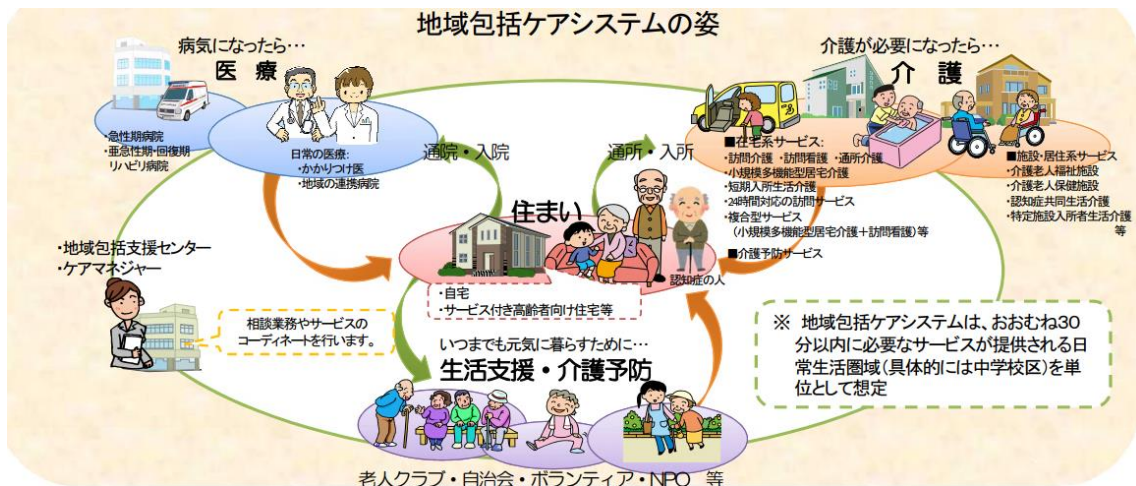
福祉

1 国の動き

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「地域包括ケアシステム※」の構築を推進している。

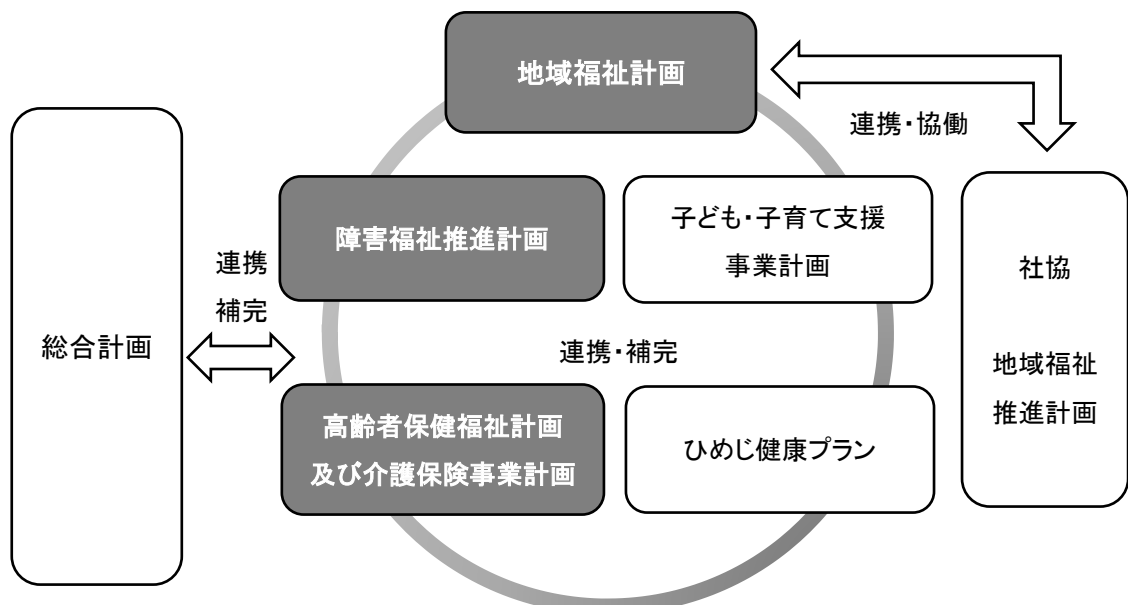
これは高齢者に限定されるものではなく、障害のある人や子どもを含む、地域のすべての住民のための仕組みであり、すべての住民の関わりにより実現されるもの。

※日常生活圏で、医療・介護・予防・住まい・生活支援の五つのサービスが一体的に提供される支援体制。



2 姫路市の福祉施策

「姫路市総合計画」のうち、福祉領域について分野別計画を策定し、これに基づき施策を推進している。



3 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員

① 委嘱状況 (平成31年4月1日現在、単位:人)

区分		区域担当委員	主任児童委員
定数		862	62
委嘱数		858	62
性別	男	320	4
	女	538	58

② 活動状況

(平成30年度実績)

相談内容	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	合計
区域担当委員	1,794	1,149	3,508	650	1,134	640	467	347	192	937	466	1,175	7,471	5,000	24,930
主任児童委員	9	14	13	420	319	543	3	1	1	20	0	2	13	56	1,414
合計	1,803	1,163	3,521	1,070	1,453	1,183	470	348	193	957	466	1,177	7,484	5,056	26,344

(平成30年度実績)

活動内容	その他の活動						訪問回数		連携調整回数		活動日数
	調査・実態把握	への参加・事業・協力	地域・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
区域担当委員	25,708	15,437	49,123	29,004	5,367	172	215,036	83,490	74,455	26,459	142,988
主任児童委員	116	2,293	4,160	2,717	5	8	206	371	6,697	4,586	9,571
合計	25,824	17,730	53,283	31,721	5,372	180	215,242	83,861	81,152	31,045	152,559

③ 民生・児童推進委員

区域担当の民生委員・児童委員 1人につき2人以内を設置。

(2) 公共交通バリアフリー化促進事業

ノンステップバス購入費助成、鉄道駅舎エレベーター等整備助成

(3) 災害時要援護者対策

① 災害時要援護者支援事業（平成 30 年度末現在）

協議会設立状況 71 地区／72 地区、登録者数 10,038 人

② 福祉避難所（平成 30 年度末現在）

公共施設 19 ヶ所、民間施設 52 ヶ所

(4) 配偶者暴力相談支援センター（平成 24 年 7 月設置）

婦人相談員 4 名

(5) 成年後見支援センター（平成 26 年 10 月設置）

相談件数

相談者の区分	28	29	30
高齢者	664	1,441	1,726
知的障害者	47	75	88
精神障害者	48	50	88
その他	18	41	54
専門相談	68	97	127
計	845	1,704	2,083

(6) 福祉医療費助成

高齢期移行者、高齢重度障害者、重度障害者

母子家庭・父子家庭、乳幼児等、こども

(7) 総合福祉会館（平成 31 年 4 月開設）

- ・地域福祉の中核的拠点
- ・福祉に関する支援を必要とする方への相談支援
- ・地域福祉を支える担い手の交流及び連携を推進
- ・窓口一覧

くらしと仕事の相談窓口 成年後見支援センター 障害者相談支援センター「りんく」 相談支援事業所「ぱっそ・あ・ぱっそ」 職業自立センターひめじ 地域包括支援課	こども家庭総合支援室 ぱっそ Kids 福祉情報コーナー 聴覚障害者の交流スペース ボランティア活動室
---	---

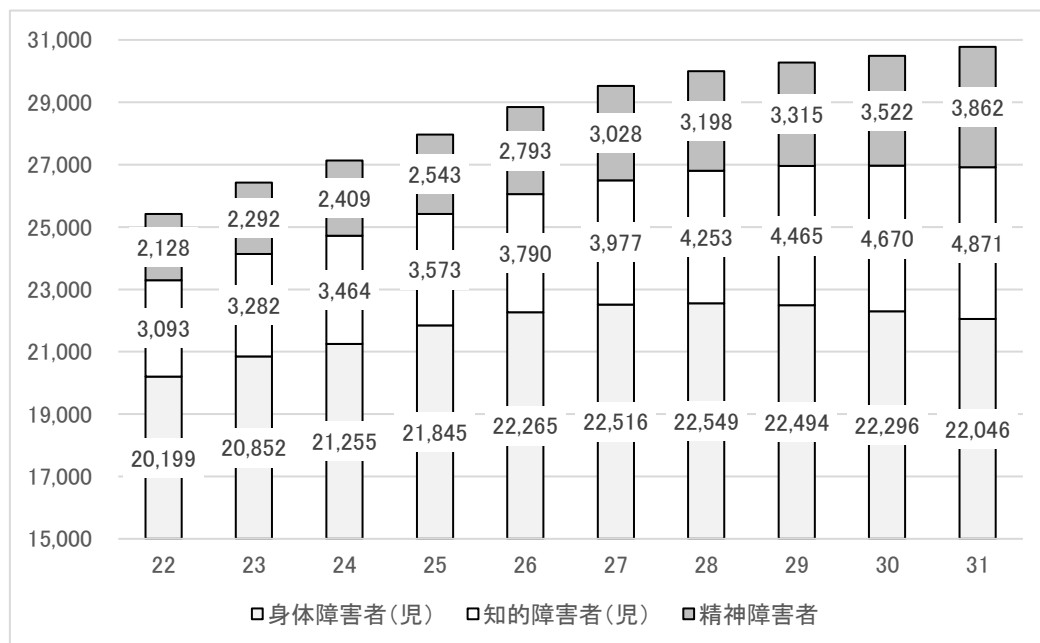
(8) その他の業務

社会福祉法人等指導監査、事業者の指定及び指導等

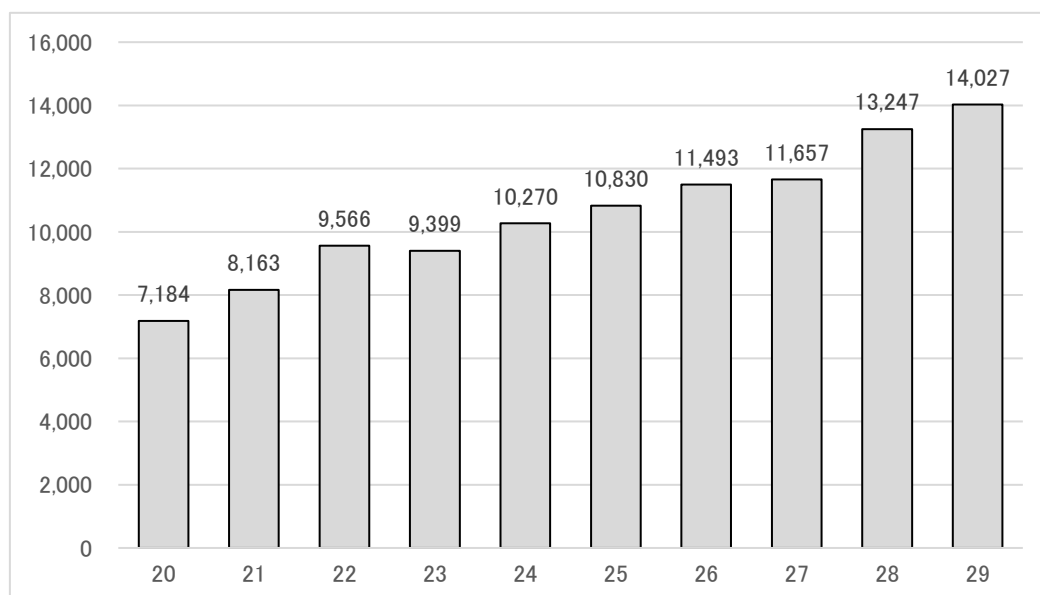
社会福祉研修、社会福祉施設整備

4 障害者(児)福祉

(1)障害者手帳所持者数の推移 (各年度4月1日現在、単位:人)



(2)障害者福祉費決算額の推移 (単位:百万円)



(3)事業一覧

①障害者援護事業等 (令和元年度予算額 1,744,307 千円)

福祉手当	障害者住宅改造助成事業
障害児福祉手当	在宅重症心身障害者訪問看護利用支援事業
特別障害者手当	重度障害者雇用モデル事業所
介護手当	心身障害者扶養共済事業自己負担金助成金
相談員事業	障害者福祉金
スポーツ大会等参加事業	高齢重度障害者医療費助成
障害者歯科診療助成事業	重度障害者医療費助成
障害者バス等優待乗車助成事業	

②身体障害者援護事業等（令和元年度予算額 84,079 千円）

訪問審査事業 重度身体障害者福祉タクシー料金助成 事業	身体障害者自動車燃料費助成事業 身体障害者補助犬健康管理費等支給事業
-----------------------------------	---------------------------------------

③自立支援給付事業（令和元年度予算額 10,453,741 千円）

介護給付 訓練等給付 障害児通所支援給付費 相談支援給付費 高額障害福祉サービス費 特定障害者特別給付費	療養介護医療 自立支援医療 補装具費支給 共同生活援助利用促進等推進事業 サービス評価体制等推進事業
---	--

④地域生活支援事業（令和元年度予算額 487,333 千円）

相談支援機能強化事業 障害児等療育支援事業費 地域自立支援協議会経費 障害者成年後見制度利用支援事業 障害者家族等支援事業 ろうあ相談室設置 手話通訳者等養成事業 意思疎通支援者派遣事業 手話通訳設置事業 要約筆記者等養成事業 日常生活用具費給付 移動支援事業 地域活動支援センター事業 障害者小規模通所支援事業 福祉ホーム事業 知的障害者宿泊訓練事業 訪問入浴サービス事業	日中短期入所事業 タイムケア事業 知的障害者職親委託事業 障害者週間事業 知的障害者・障害児社会参加助成事業 障害者ガイドマップ作成事業 障害者スポーツ・レクリエーション振興事業 障害者料理講習会事業 自動車運転免許取得・改造助成事業 リフトバス利用者助成事業 障害者就業促進・安定化事業 障害者就労支援・活力創出事業 障害者虐待防止センター事業 行動障害支援事業 障害者差別解消推進事業 重度障害者大学就学支援事業
---	---

(4)総合福祉通園センター「ルネス花北」（令和元年度予算額 787,088 千円）

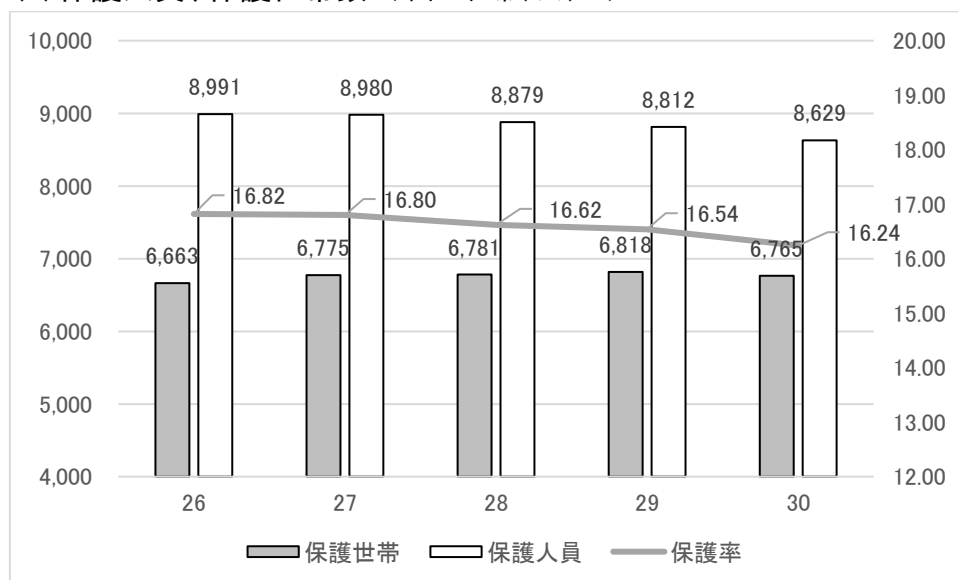
つくし児童園(児童発達支援センター) 白鳥園(児童発達支援センター) 発達相談室 ぱっそ kids(地域子育て支援拠点事業) 重度障害者活動支援センター「えぶりい」 発達医療センター花北診療所 障害者支援センター	かしのきの里(障害福祉サービス事業) 在宅障害者デイ・サービスルーム 書写障害者デイサービスセンター 広畑障害者デイサービスセンター 障害者体育館 障害者やすらぎルーム(障害者一時保護施設)
--	--

5 生活困窮者支援（令和元年度予算額 96,677 千円）

自立相談支援事業 住居確保給付金事業 就労準備支援事業	家計改善支援事業 学習支援事業 一時生活支援事業
-----------------------------------	--------------------------------

6 生活保護（令和元年度予算額 15,124,817 千円）

(1) 保護人員、保護世帯数（単位：世帯、人、‰）



(2) 受給世帯類型別（平成 30 年度）

高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他	合計
3,894	260	1,728	883	6,765

(3) 世帯人員別（平成 30 年 7 月）

5人以上	4人	3人	2人	1人	合計
44	79	231	957	5,397	6,708

(4) 年齢階級別（平成 30 年 7 月）

年齢別	～5歳	～11歳	～14歳	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	合計
男	66	123	90	120	75	144	395	664	1,151	1,373	4,201
女	80	116	69	122	126	171	455	432	736	2,062	4,369
合計	146	239	159	242	201	315	850	1,096	1,887	3,435	8,570

(5) 生活保護費の内訳（平成 30 年度決算見込）

（単位：百万円）

生活	住宅	教育	医療	介護	その他	施設	合計
4,794	2,385	47	6,899	408	63	229	14,825

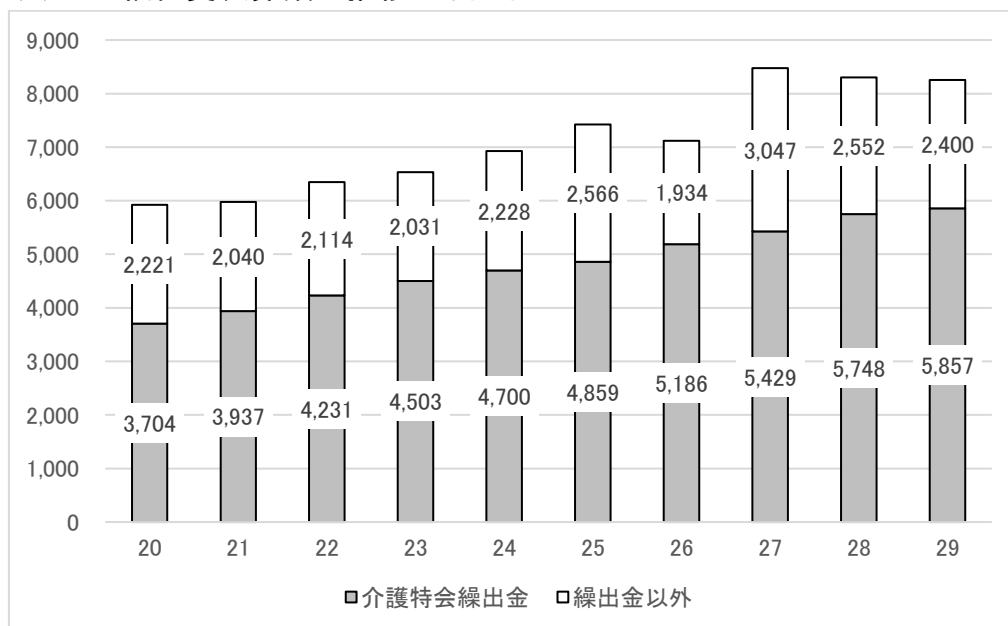
7 高齢者福祉

(1) 高齢者人口の推移

(単位:人・%)

区分	26	27	28	29	30
総人口	543,017	541,583	541,231	538,994	537,550
65歳以上人口	129,129	132,996	136,279	138,425	137,215
総人口比	23.78	24.56	25.18	25.68	25.53
居宅ひとり暮らし高齢者	14,905	17,469	17,958	18,133	21,460
65歳以上人口比	11.54	13.13	13.18	13.09	15.64

(2) 老人福祉費決算額の推移 (単位:百万円)



(3) 在宅老人福祉対策事業 (令和元年度予算額 197,575 千円)

自立支援ホームヘルプサービス事業	マッサージ等施術助成事業
生きがい対応型デイサービス事業	緊急通報システム事業
日常生活用具給付事業	高齢者住宅改造助成事業
在宅高齢者介護手当	生活支援ハウス運営事業
ひとり暮らし老人入浴サービス事業	買い物支援サービス事業

(4) 生きがい対策事業 (令和元年度予算額 742,712 千円)

市敬老金支給事業	高齢者施設優待券交付事業
百歳敬彰事業	高齢者バス等優待乗車助成事業
敬老の日贈物事業	老人福祉施設運営に対する助成

8 介護保険

(1) 高齢者人口・要介護者等の人口推計

計画期間 年度	第6期			第7期			第9期
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R7
全人口(a)	541,547人	540,335人	538,877人	537,181人	534,545人	532,376人	517,655人
65歳以上(b)	134,406人	137,159人	139,362人	140,876人	141,772人	142,925人	142,323人
75歳以上(c)	61,110人	64,216人	67,060人	69,115人	70,249人	72,271人	83,615人
高齢化率(b/a)	24.8%	25.4%	25.9%	26.2%	26.5%	26.8%	27.5%
75歳以上(c/a)	11.3%	11.9%	12.4%	12.9%	13.1%	13.6%	16.2%
要介護者等認定者数(d)	28,867人	29,672人	30,328人	31,299人	31,447人	31,978人	33,185人
事業対象者	—	—	234人	331人	1,012人	1,933人	3,694人
要支援1・2	10,891人	11,166人	11,335人	11,873人	10,832人	10,116人	8,809人
要介護1・2	9,709人	9,863人	9,956人	10,151人	10,463人	10,641人	11,047人
要介護3～5	8,267人	8,643人	8,803人	8,944人	9,140人	9,288人	9,635人
認定率(d/b)	21.5%	21.6%	21.8%	22.2%	22.2%	22.4%	23.3%

※各年度9月末時点。令和元年度以降は推計値。

(2) 第7期計画

①基本方針

日常に安心をプラスする地域包括ケアシステムの推進

②三つの推進方策

i 高齢者の住まいの充実と介護サービス提供基盤の整備

- ・高齢者向け施設・住宅等の提供
- ・介護保険施設の計画的な整備
- ・その他の地域密着型サービス事業所等の計画的な整備

ii 介護保険事業その他関連事業の推進

- ・保険給付の適正化
要介護認定の適正化等
- ・保険給付等の給付額の見込み

事業計画		保険給付費 見込額	地域支援事業費 見込額	3年間の合計
第6期	H29	(実績) 383.6億円	(実績) 16.4億円	—
第7期	H30	395.1億円	28.3億円	1,320.1億円
	R元	410.5億円	29.2億円	
	R2	426.6億円	30.4億円	
第9期	R7	450.7億円	32.4億円	—

- ・介護保険制度を補完する事業
自立支援ホームヘルプサービス等
- ・在宅高齢者に対する支援事業
緊急通報システム事業等

iii 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

高齢者支援の窓口	地域の支え合い体制の構築
介護予防・日常生活支援総合事業	地域ケア会議推進事業
医療と介護の連携体制の推進	生き生きとした暮らしのための支援
認知症対策の推進	地域での自立生活を支援する事業

地域医療

1 救急医療

(1) 休日・夜間急病センター

公益財団法人 姫路市救急医療協会

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

		休日昼間	夜間
診療日		日・祝日、8/15、12/31～1/3	毎日
診療科目		内科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科	内科・小児科
受付時間		8:30～17:30	20:30～翌日 5:30
診療時間		9:00～18:00	21:00～翌日 6:00
診療 体制	医師	5 名	2 名
	薬剤師	2 名	1 名
	看護師	9 名	5～6 名
	事務員	4 名	2～3 名
30 年度患者数		16,386 人(224.5 人/日)	21,066 人(57.7 人/日)

(2) 後送病院

休日・夜間急病センターで対応が困難な重症患者については、次の体制により病院を確保し、患者の後送を行っている。(1 病院あたり 2 床/日以上)

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

	休日	夜間
内科	2 病院(10 病院による輪番制)	2 病院(11 病院による輪番制)
小児科	2 病院(2 病院による輪番制)	姫路赤十字病院
外科	2 病院(7 病院による輪番制)	2 病院(9 病院による輪番制)
眼科	1 病院(7 病院による輪番制)	
耳鼻いんこう科	1 病院(4 病院による輪番制)	
整形外科	1 病院(5 病院による輪番制)	2 病院(10 病院による輪番制)
脳神経外科	1 病院(4 病院による輪番制)	1 病院(6 病院による輪番制)
循環器科	1 病院(3 病院による輪番制)	1 病院(3 病院による輪番制)
産婦人科	2 病院(11 病院による輪番制)	

(3) 救急医療電話相談

- ・相談時間 (月～土)8:00～0:00
(日・祝・8/15・12/31～1/3)9:00～18:00、20:00～0:00
- ・対象科目 小児科
- ・対象エリア 播磨姫路圏域
- ・体制 相談員 2 名

30 年度	実施日数	相談件数
休日昼間	73 日	1,608 件(22.0 件/日)
夜間	365 日	3,257 件(8.9 件/日)

(4) 休日歯科診療助成事業

- ・実施施設 姫路市歯科医師会口腔保健センター
- ・診療日 日・祝・8/14,15・12/30～1/3
- ・診療時間 9:30～12:00
- ・30年度実績

診療日数	患者数
73日	706人(9.7人/日)

2 医療従事者の確保

(1) 臨床研修医奨励金事業

- ・対象者 市内医療機関の臨床研修医(前期及び後期研修医)
- ・貸与月額 前期:10万円以内、後期:15万円以内
- ・貸与期間後も市内医療機関で勤務した場合、勤務期間に応じて返還を免除

(2) 医学生向け就職説明会

- ・開催日 令和元年7月7日(日)
- ・会場 インテックス大阪
- ・参加病院 製鉄記念広畑病院、ツカザキ病院、姫路医療センター
姫路聖マリア病院、姫路赤十字病院、高岡病院
- ・来訪者数 350人

(3) 看護師病院合同就職説明会

- ・開催日 令和元年5月18日(土)
- ・会場 イーグレひめじ あいめっせホール
- ・参加者数 102人

1 保健福祉について
(2) 保健について

市政の現状 「保健について」

現状の認識

出生数の減少によりさらに少子高齢化が進み 65 歳以上の高齢者が増加する中、子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まってきている。また、生活習慣病の増加、要介護高齢者や認知症高齢者の増加など問題は複雑化してきている。これらの状況に対し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援やがん検診の受診率向上、住民主体の介護予防活動を通じた地域づくりなどに取り組んできたが、今後一層健康づくり対策を充実させていくことが必要となっている。

生涯を通じた健康づくり支援

I. 妊産婦・子育て期への支援

子ども達が将来の姫路を支えるために、心身ともに健康な大人になるよう、子育て支援体制を整える
健康プラン 基本目標 1 より

1 思春期保健対策

母子保健法に基づき、思春期の子どもたちが心身ともに健康についての知識を得られるよう支援を行う。また、思春期に関わる関係機関が連携し、思春期の子どもたちの健全な育成を支援するネットワークづくりをめざす。

(1) 思春期出前事業

開催 85 回 参加者数 10,856 人 【29 年度実績、以下同じ】

(2) 思春期保健担当者連絡会議

開催 3 回 参加機関数 11 機関

(3) 思春期講演会

開催 1 回 参加者数 75 人

2 安心して出産を迎えるための支援

母子保健法に基づき、妊婦が自身の健康管理を行い、安心して安全な出産を迎えることができるよう、また、妊婦及びその家族が妊娠・出産・育児について知識を得ることにより、妊娠中から母性・父性を育み、子育ての準備ができるように様々な支援を行う。

(1) 母子健康手帳交付（全妊婦面接相談支援事業）

母子健康手帳交付数 4,509 妊婦本人面接数 4,441 人 面接率 97%

(2) 妊婦健康診査費助成事業

助成延件数 53,573 件

(3) 親子歯科保健事業（妊産婦歯科健診事業）

受診券交付数 4,576 受診者数 287 人 受診率 6.3%

(4) 離島妊婦交通費助成事業

助成人数 13 人

(5) 周産期支援

① 子育て世代包括支援センター事業

相談件数 訪問 5,258 件 電話 5,790 件 面接 3,533 件 申請受付 87 件

② 出生前小児保健指導事業

小児科医による指導 60 件

③ 周産期連絡会

開催回数 4 回 参加機関数 31 機関

(6) マタニティマーク啓発

配布個数 4,576 個

(7) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

助成件数（実数）441 件 （延べ）755 件

(8) 不育症治療支援事業

助成件数 4 件

(9) 訪問・来所・電話による相談

訪問 1,776 件 来所 430 件 電話 927 件

3 子育て支援対策

母子保健法、児童福祉法、発達障害者支援法などに基づき、児の健全な発育・発達を促すために、相談や健康診査、健康教育などの方法により、家庭環境や生活環境からみた日常生活全般にわたる指導・助言を実施し、育児支援を図る。

(1) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

訪問数 4,326 件 訪問率 98%

(2) 7か月児の健康相談

開催回数 96 回 対象者数 4,354 人 参加者数 4,104 人 来所率 94.3%

(3) 乳幼児健康診査

- ① 4 か月児健康診査
対象者数 4,399 人 受診者数 4,295 人 受診率 97.6%
- ② 10 か月児健康診査
対象者数 4,436 人 受診者数 4,193 人 受診率 94.5%
- ③ 1 歳 6 か月児健康診査
対象者数 4,549 人 受診者数 4,418 人 受診率 97.1%
- ④ 2 歳児歯科健康診査
実施回数 24 回 対象者数 1,627 人 受診者数 491 人
- ⑤ 3 歳児健康診査
対象者数 4,642 人 受診者数 4,552 人 受診率 98.1%

(4) 産後ケア事業

宿泊型：利用人数 13 人 利用日数 43 日、通所型：利用人数 98 人 利用日数 344 日、訪問型：利用人数 120 人 利用日数 452 日

(5) 未熟児養育医療制度

新規件数 93 件 継続件数 6 件

(6) 新生児聴覚検査費助成事業

31 年度新規事業

(7) 養育支援ネット

情報提供数 557 件 支援数 532 件

(8) 乳幼児発達支援

- ① 乳幼児発達クリニック
相談延数 23 件
- ② 心理相談
相談延数 251 件
- ③ 育児教室
開催回数 35 回 参加実数 72 人 参加延数 256 人

(9) 多胎児の健康相談

開催回数 24 回 参加実数 94 人 参加延 311 人

(10) 子ども事故予防普及啓発事業

健康教育実施回数 2 回 「こどもの事故予防体験ひろば」見学者数 1,146 人

(11) 訪問・来所・電話等による相談

訪問 3,895 件 来所 1,528 件 電話 5,533 件

公民館等での健康相談:開催回数 89 回 参加者数 445 人 参加延数 772 人

4 食育推進

食育基本法に基づく市町村食育推進計画として、「ひめじ食育推進プラン」を策定し、生涯にわたって健やかな「こころ」と「からだ」を保ち、豊かな人間性を育むことを基本理念と定め、市民自身が食育に取り組めるよう啓発するとともに、行政や食育の関係団体などが連携し、取り組みを推進する。

(1) 食育推進会議

開催回数 2 回 (食育推進プラン (二次計画) 中間見直し) 参加者数 51 人

(2) 食育事業

食育講座:開催回数 114 回 参加人数 3,374 人、親子・子ども料理教室:参加者数 1,873 人、食育指導者研修会:参加者数 104 人、食育関係者交流会:参加者数 28 人

II. 成人期への支援

市民がいきいきと満足して過ごすために、本人が希望する場所で、必要な医療や介護、生活支援が受けられる制度を整える 健康プラン 基本目標 2

健康増進対策

健康増進法に基づき、中高年層を中心に、健康診査、健康相談、健康教育などの方法により、生活習慣を改善し、すこやかに質の高い生活を送ることができるよう支援する。

(1) 健康手帳交付

交付総数 1,324 件

(2) 健康相談

一般健康相談:開催回数 32 回 参加延数 431 人

訪問・来所・電話相談:訪問 229 件 来所 122 件 電話 505 件

(3) 健康教育

開催回数 209 回 参加延数 9,188 人

(4) 糖尿病重症化予防歯科検診事業

受診券交付数 86 件 受診者数 13 人 受診率 15.1%

(5) 透析ハイリスク者予防対策事業

(6) 健康診査(がん検診等)

種別	受診者数 (人)	受診率 (%)
胃がん	6,457	2.2
胃がんリスク判定	2,701	14.4
肺がん	9,717	3.3
大腸がん	11,671	4.0
子宮頸がん	13,311	12.2
乳がん	11,770	14.4

III. 高齢期への支援

市民が何歳になっても、自分らしくいきいき過ごすために、みんなが支えあって、健康に暮らせるまちをつくる
健康プラン 基本目標 3

1 介護予防のための支援

介護保険法に基づき、要介護・要支援状態となる前の段階にある高齢者に対し、介護予防のための支援を行い、いつまでも元気で暮らせるよう支援するとともに、長期的に要介護者・要支援者の減少を図る。

(1) 介護予防普及啓発事業

講演会：730 回 延人数 14,675 人、自主グループ：268 回 延人数 2,335 人

(2) 高齢者の地域健康づくり事業

いきいき百歳体操グループ：団体数 416 団体 参加者数 9,665 人

(3) 認知症初期集中支援事業

訪問型評価チーム：実人数 52 人 延人数 117 人、生活支援検討会議：実人数 49 人 延人数 94 人

2 在宅ねたきり者歯科診療支援事業

実人数 446 人 延人数 4,573 人

I. 精神保健福祉対策

精神疾患の患者は、全国で約 320 万人であり、いわゆる 4 大疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病）の患者数を上回っている。また、年間約 2 万人の自殺者の中には精神疾患に罹患していた者が多いとされている。

保健所では、地域精神保健福祉活動の第一線機関として、住民の「心の健康」の保持・増進を図るとともに、疾患に対する理解の啓発や精神障害者が住み慣れた地域でそれぞれの状況に応じた医療・介護・福祉・生活支援・就労支援等の総合的な支援が受けられる体制が構築できるよう、関係機関との連携を強化し、こころの健康づくりの増進や自殺予防に取り組んでいる。

1 自殺対策事業

国の自殺対策基本法・自殺総合対策大綱に基づき、平成 30 年度に「ひめじ・いのち支え合いプラン（姫路市自殺対策計画）」を策定した。計画に沿って、市民、行政、事業主等が一体となって自殺対策を総合的に推進し、市民一人ひとりが命の大切さや自殺予防に対する理解ができるよう支援する。

2 精神保健福祉相談事業

(1) 相談支援事業

延 4,933 人（面接 延 786 人、訪問 延 1,829 人、電話・メール 延 2,318 人）

(2) 普及啓発事業

講演会等 8 回 参加延数 261 人、支援者研修会 6 回 参加者数 352 人

(3) ピアサポーター活動支援

定例会開催 10 回 普及啓発活動 3 回

(4) 自助グループ・家族会の支援

ひきこもり家族学習会・交流会 12 回 参加延数 101 名、断酒会 49 回 参加延数 999 人、ひめかれん連絡会 12 回 参加延数 240 人、自主勉強会 59 回 参加延数 519 人

(5) 精神保健連携推進事業

ケース検討会議等への参加 126 回

(6) 退院後生活支援事業

対象者数 124 人 支援者数 93 人 延支援件数 559 人

(7)入退院事務等

医療保護入院届出 601 件、応急入院届出 29 件、医療保護退院届出 581 件、定期病状報告 343 件

(8)措置入院に係る通報等の支援状況

診察及び保護申請、警察官の通報等 95 件

II. 小児慢性疾病の支援

小児慢性特定疾病医療支援事業

受給者証交付 362 人、医療費補助延 3,690 件 117,184,319 円、一時入院・療養生活支援利用者 4 人 32 回

III. 難病患者等への支援

難病法では、「難病」を「発病の機構があきらかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めている。

平成 27 年 1 月より「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づき、①公平・安定的な医療費助成の仕組みの構築、②効果的な治療法の開発と医療の質の向上、③国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実という 3 つの柱により新たに展開されることになっている。

1 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療費助成事業

受給者証交付 3,434 人

2 難病対策

在宅で暮らす難病患者をとりまく、地域の医療・保健福祉の充実や関係機関の連携の実現に向けた支援を行なっている。

(1)患者会支援事業

難病交流会 12 回 参加団体数 11 参加延数 124 人、難病学習会 1 回 参加者 20 人

(2)相談事業

難病相談 12 回 相談数 12 件、
医療・保健・福祉・教育相談会相談数 95 件 延人数 124 人

(3)啓発・研修事業

3 石綿健康被害救済制度

健康被害救済給付申請受付 2 件、相談 38 件、健康管理支援 9 件

4 在宅ターミナルケア支援事業

訪問介護、日常生活用具利用者負担軽減 7 件

IV. 感染症予防対策

1 定期予防接種事業

予防接種接種者数 12,997 人

2 定期外予防接種事業

(1) 風しん予防接種助成事業

助成券発行 564 件 利用 538 件、抗体価検査 203 件

(2) おたふくかぜ予防接種助成事業

利用数 4,684 件

3 感染症対策事業

(1) 情報の収集及び公表

(2) 疫学調査等

訪問 27 件、面接相談 12 件、電話相談 181 件

(3) 普及啓発

4 結核予防事業

(1) 結核健康診断

定期健康診断 33,920 人

(2) 結核患者の治療にかかる公費負担

延人数 852 人 13,527,437 円

(3) 結核患者支援

服薬支援 相談：電話延 772 人 来所延 59 人
訪問指導延 691 人

5 エイズ対策事業

(1) エイズ相談・検査

相談件数 68 件 検査件数 291 件

(2) 普及啓発

エイズに関する健康教育 7 回 参加者数 479 人

6 肝炎対策事業

(1) 肝炎ウイルス検査

リスク検査 12 人 健康増進事業による検診 6,211 人

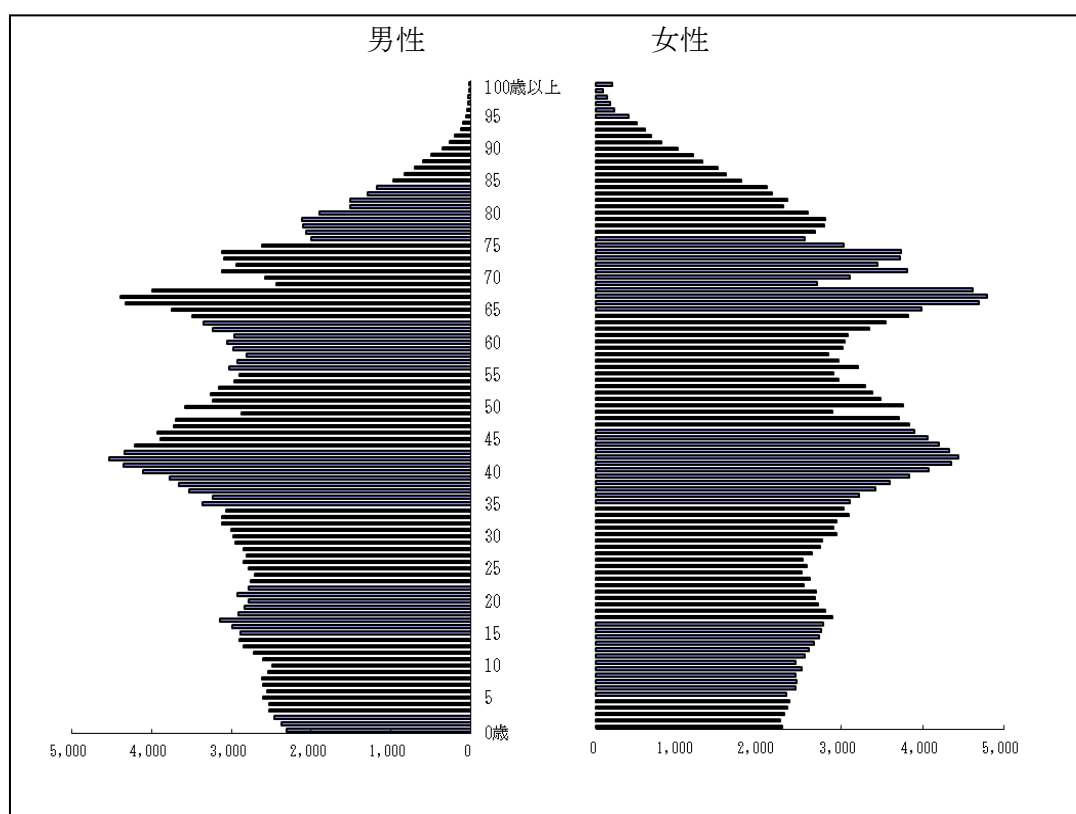
(2) 肝炎治療特別促進事業

治療費助成受給者 355 人

資料 地域保健の現状

「ひめじ健康プラン 中間見直し計画」(平成30年3月策定) から転載

1 姫路市の人口構成



姫路市では、2010年に比べ、2025年には、総人口では約2.6%(13,500人)の人口減少が予測されています。その内訳を見ると年少人口は約20%(15,300人)、生産年齢人口は約7%(24,500人)、65～74歳人口は約7.5%(4,800人)が減少すると見込まれています。一方、医療・介護の必要性が高い75歳以上の人口は約160%(31,000人)の増加が見込まれています。

2025年に向けて、高齢者、特に後期高齢者が急激に増加し、それを支える世代が減少するという人口構成の中で、あらゆる世代の人が疾病や障害に関係なく、いきいき健やかに暮らせる体制を検討していく必要があります。

2 出生状況

(1) 母の年齢別・出生順位別出生児数（H27年次）

	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児以上	不詳
計	4,597	2,072	1,730	636	124	27	8	0
～19歳	68	60	7	1	0	0	0	0
20～24歳	462	288	150	21	3	0	0	0
25～29歳	1,362	743	473	121	22	3	0	0
30～34歳	1,596	630	643	271	43	6	3	0
35～39歳	907	286	384	181	41	12	3	0
40～44歳	197	63	70	41	15	6	2	0
45歳～	5	2	3	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 年齢別人工妊娠中絶件数

姫路市では、10代の出産が平成27年次は68件と1.4%に過ぎませんが、望まない妊娠等の問題が含まれています。人工妊娠中絶の総数は年々減少傾向にあります。

年度	総数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳
23	1,184	126	246	228	247	240	91	6	-	-
24	1,222	110	242	262	256	251	94	7	-	-
25	1,126	119	222	254	230	205	92	4	-	-
26	1,118	96	229	206	227	239	113	7	1	-
27	977	84	196	193	231	175	94	4	-	-

3 年代別死亡原因（H27年次）

死因	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～39歳	40～64歳	65～74歳	75～84歳	85歳～	不詳
全死因	5,188	13	6	1	4	54	513	943	1,532	2,122	
結核	7					0	1	1	4	1	
悪性新生物	1,563		3	1		10	233	437	537	342	
糖尿病	69					2	7	18	22	20	
高血圧性疾患	26					0	2	2	3	19	
心疾患(高血圧性除く)	839	1			1	2	56	110	229	440	
脳血管疾患	422					1	38	64	119	200	
大動脈瘤及び解離	65					3	8	9	26	19	
肺炎	438	2				2	17	51	131	235	
慢性閉塞性肺疾患	67					0	2	13	24	28	
喘息	6					0	0	1	1	4	
肝疾患	67					0	17	25	13	12	
腎不全	107					0	6	15	33	53	
老衰	237					0	0	4	30	203	
不慮の事故	166				1	5	23	35	43	59	
自殺	90				2	18	37	24	6	3	

死亡原因については、20歳～39歳では、自殺の割合が高くなっています。それ以降の年代では、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が多く、75歳以上になると肺炎・心疾患による死亡が急増しています。

4 疾病状況（国民健康保険被保険者 H29年6月審査分）

【診療件数上位10位】

	疾患名	構成割合(%)	件数(件)	1件あたり治療費用(円)
1	高血圧性疾患	16.0	15,041	10,720
2	糖尿病	6.1	5,767	23,831
3	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	5.7	5,326	12,181
4	屈折及び調節の障害	3.7	3,448	10,629
5	皮膚炎及び湿疹	3.5	3,315	5,238
6	その他の眼及び付属器の疾患	3.3	3,136	16,460
7	関節症	2.9	2,709	22,163
8	脊椎障害（脊椎症を含む）	2.6	2,469	20,486
9	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	2.1	1,935	10,176
10	その他の神経系の疾患	2.0	1,856	33,567

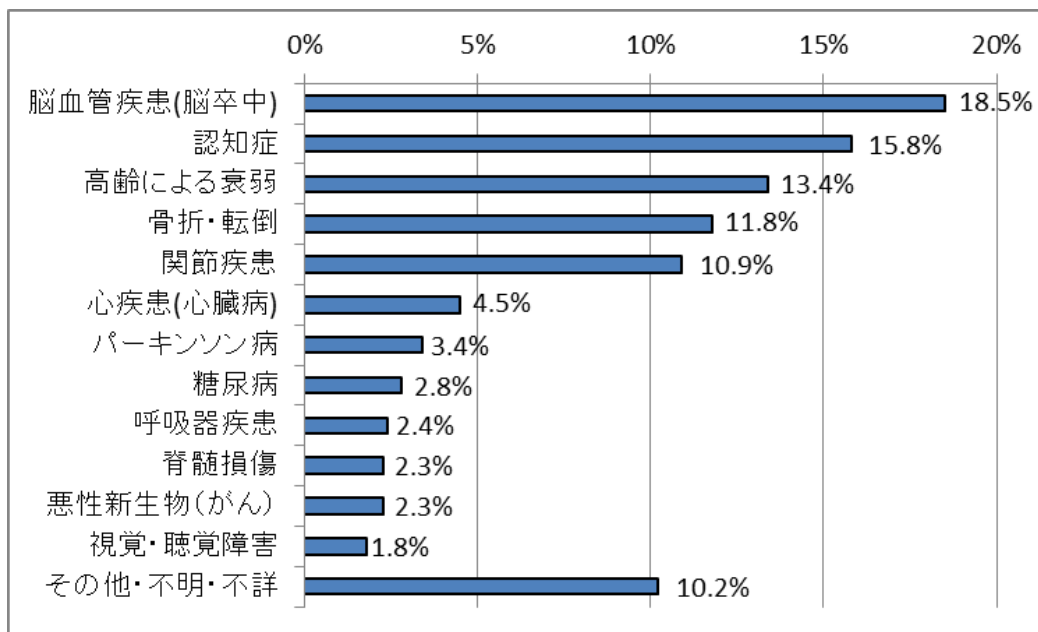
【性・年代別の状況（診療件数上位5位）】

年代	順位	男性		女性	
		疾患名	構成割合(%)	疾患名	構成割合(%)
30 、 39	1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	3.2	皮膚炎及び湿疹	4.0
	2	皮膚炎及び湿疹	3.0	乳房及びその他の女性生殖器の疾患	3.9
	3	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	2.5	屈折及び調節の障害	3.3
	4	気分【感情】障害（躁うつ病を含む）	1.8	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	3.1
	5	その他の損傷及びその他の外因の影響	1.5	アレルギー性鼻炎	2.9
40 、 49	1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	4.2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	3.5
	2	高血圧性疾患	3.5	皮膚炎及び湿疹	3.1
	3	糖尿病	2.9	良性新生物及びその他の新生物	2.3
	4	皮膚炎及び湿疹	2.0	高血圧性疾患	2.2
	5	気分【感情】障害（躁うつ病を含む）	1.9	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	2.1
50 、 59	1	高血圧性疾患	6.5	高血圧性疾患	6.1
	2	糖尿病	4.1	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	2.6
	3	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2.7	皮膚炎及び湿疹	2.3
	4	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	1.7	糖尿病	2.2
	5	その他の神経系の疾患	1.3	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2.2
60 、 69	1	高血圧性疾患	9.2	高血圧性疾患	11.2
	2	糖尿病	4.6	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	4.9
	3	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	2.0	糖尿病	3.3
	4	その他の眼及び付属器の疾患	1.3	関節症	2.7
	5	脊椎障害（脊椎症を含む）	1.2	その他の眼及び付属器の疾患	2.3
70 、 74	1	高血圧性疾患	9.1	高血圧性疾患	11.8
	2	糖尿病	3.7	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	5.0
	3	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	1.8	関節症	3.2
	4	脊椎障害（脊椎症を含む）	1.5	糖尿病	3.2
	5	その他の眼及び付属器の疾患	1.4	その他の眼及び付属器の疾患	2.6

・ 疾病順位は、近年大きく変わりはなく、生活習慣病に関する項目が上位を占めます。

・ 若い世代ほど精神疾患の割合が高く、年齢とともに、高血圧や糖尿病など生活習慣病の割合が高くなっています。

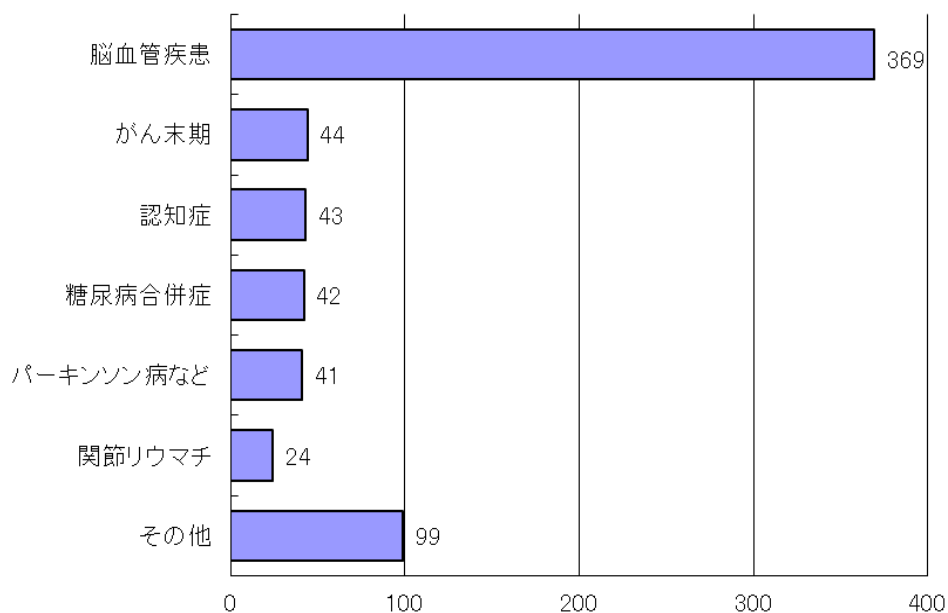
5 要介護の原因



※要支援も含む

厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」／平成25年

6 第2号被保険者の特定疾病（姫路市 H28年度）



（総数 662 人）

要介護の原因で最も多いのは、脳血管疾患です。その他、65歳未満では、がん末期、認知症、糖尿病合併症、パーキンソン病などが主な原因となっています。

7 がん検診実績

種別	年度	受診者数	受診率	精密検査			無料クーポン券		
				対象者数	受診者数	受診率	対象者数	利用者数	利用率
胃がん	24	10,374	3.5%	1,171	984	84.0%	22,598	1,769	7.8%
	25	10,555	3.5%	1,095	961	87.8%	22,490	2,178	9.7%
	26	6,505	2.1%	727	651	89.5%	13,329	1,121	8.4%
	27	6,934	2.3%	598	558	93.3%	13,370	1,515	11.3%
	28	7,005	2.3%	579	485	83.8%	13,041	1,333	10.2%
胃がん リスク判定	26	2,419	11.5%	375	236	62.9%	20,951	2,419	11.5%
	27	3,036	14.8%	444	273	61.5%	20,529	3,036	14.8%
	28	2,924	14.9%	427	239	56.0%	19,592	2,924	14.9%
肺がん	24	12,463	4.2%	379	305	80.5%	22,598	1,391	6.2%
	25	13,036	4.4%	443	353	79.7%	22,490	1,879	8.4%
	26	8,932	2.9%	317	284	89.6%	22,489	1,735	7.7%
	27	10,375	3.4%	358	316	88.3%	22,049	2,467	11.2%
	28	10,308	3.3%	465	405	87.1%	20,998	2,327	11.1%
大腸がん	24	14,253	4.8%	793	568	71.6%	35,016	2,678	7.6%
	25	15,250	5.1%	904	704	77.9%	35,993	3,100	8.6%
	26	11,226	3.7%	642	507	79.0%	36,778	3,121	8.5%
	27	12,597	4.1%	702	607	86.5%	36,136	3,718	10.3%
	28	12,352	4.0%	710	541	76.2%	35,192	3,044	8.6%
子宮頸がん	24	13,773	11.9%	135	74	54.8%	23,761	5,291	22.3%
	25	14,158	11.9%	158	67	42.4%	23,624	5,321	22.5%
	26	16,983	13.3%	197	117	59.4%	46,985	10,748	22.9%
	27	19,017	16.1%	173	119	68.8%	46,401	12,940	27.9%
	28	14,206	14.8%	319	220	69.0%	46,217	11,912	25.8%
乳がん	24	6,956	8.5%	585	527	90.1%	17,512	3,340	19.1%
	25	7,633	8.4%	663	570	86.0%	18,204	3,626	19.9%
	26	9,192	9.7%	879	775	88.2%	39,526	7,642	19.3%
	27	12,448	13.2%	1,203	1,079	89.7%	39,743	10,862	27.3%
	28	12,358	14.9%	1,078	836	77.6%	40,064	10,435	26.0%

【保健衛生年報】

2 こども育成部の主な事業概要 について

市政の現状「こども育成部の主な事業概要について」

1 子どものための教育・保育給付

(1) 特定教育・保育施設

- ・保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設
- ・認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う施設

【就学前児度数の推移】（各年4月1日現在）

年度	27	28	29	30	31
0歳	4,628	4,404	4,303	4,199	4,065
1歳	4,733	4,646	4,485	4,344	4,293
2歳	4,808	4,714	4,651	4,469	4,412
3歳	4,896	4,813	4,676	4,634	4,548
4歳	4,904	4,866	4,810	4,676	4,701
5歳	4,912	4,911	4,865	4,797	4,732
合計	28,881	28,354	27,790	27,119	26,751

【施設数】（平成31年4月1日現在）

施設類型	市立	私立	合計
認定こども園	9	63	72
幼保連携型	9	36	45
幼稚園型	—	6	6
保育所型	—	18	18
地方裁量型	—	3	3
保育所	20	18	38
合計	29	81	110

【利用児童数】（平成31年4月1日現在）

公私別	利用定員	利用児童数							
		認定別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
市立	296	1号	—	—	—	47	78	103	228
	3,269	2・3号	69	322	498	622	693	707	2,911
私立	2,615	1号	—	—	—	836	830	775	2,441
	8,882	2・3号	225	993	1,477	1,792	1,901	1,993	8,381
合計	15,062		294	1,315	1,975	3,297	3,502	3,578	13,961

※ 1号認定：満3歳以上の子どもで、教育を希望するもの（市立幼稚園を除く）

※ 2号認定：満3歳以上の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

※ 3号認定：満3歳未満の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの

【待機児童数の推移】（4月1日現在）

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
29	6	62	26	21	11	0	126
30	20	87	27	41	7	3	185
31	16	59	43	34	11	2	165

(2) 私立施設教育・保育給付費

- ・私立の認定こども園、保育所での教育・保育に要する費用を給付

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

- ・子育て家庭の相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援

(2) 延長保育事業

- ・通常の保育時間を超えて時間外保育や延長保育を実施し、長時間保育の需要に対応

(3) 放課後児童健全育成事業

- ・放課後児童クラブの開設・運営

【実施状況】（令和元年5月1日現在）

公私別	クラブ数	児童数
公立施設	67	4,405
民間施設	8	205

(4) その他の事業

- ・地域子育て支援拠点事業
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。市内28か所で実施。
- ・病児・病後児保育事業
保護者が就労している場合に、子どもが病気や病気の回復期の際に自宅での保育が困難な期間、一時的にその児童の保育を行うことによって、保護者が安心して子育てができるよう支援。
- ・ファミリーサポートセンター事業
育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う。
- ・子育て短期支援事業
- ・養育支援訪問事業
- ・一時預かり事業 など

3 保育人材確保事業

待機児童解消に向けて保育士等の人材確保対策を進める。

(1) 保育士・保育所支援センター事業

私立保育所等の保育士等を安定的に確保するため、専任の保育士再就職コーディネーターを配置し、潜在保育士等の就職相談や斡旋等を行う。

(2) 保育人材の定着支援

私立保育所等に勤務する保育士等が長く働き続けられるよう支援を行い、保育士等の定着支援とキャリアアップを図る。

(3) 未来の保育士応援プロジェクト

保育を担う次世代の人材を育成するためのキャリア教育として、中学生や高校生を対象に保育士に夢や憧れを抱く事業を展開する。

4 児童手当

・支給状況

年度	28	29	30
受給者数(人)	43,443	42,779	41,932
児童数(人)	73,342	72,166	70,650

5 児童扶養手当

児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭の母(又は父子家庭の父)や父母に代わって児童を養育している人に支給

・件数(世帯)

年度	28	29	30
受給資格者数(人)	5,674	5,462	5,339
(うち父子)	(269)	(254)	(247)

6 こども家庭総合支援室

子どもの養育や家族関係等子育て家庭の様々な相談に専門職が対応。福祉、保健・医療、教育等の関係機関が一体となり、個々のニーズや家庭の状況等に応じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待の通告や相談に対し、保育所・学校や姫路こども家庭センターなどの関係機関と情報を共有し、連携して支援を実施。

・相談指導状況(平成30年度)

相談種別(件数)										合計
養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談				その 他 相 談	
児童虐 待相談	その他 の相談				性格行 動相談	不登校 相談	適正 相談	育児・ しつけ 相談		
759	673	6	21	28	47	56	0	34	0	1,624

7 子育て情報相談室

(1) 子育て情報相談センター

- ・子育てに関する情報の収集と発信
- ・子育て相談
- ・子育て講演会の開催
- ・子育て家庭支援講座の実施 など

(2) 子育て学習センター

- ・親子で参加して、グループ活動や季節の行事を楽しみながら、子育てに関する体験学習を行う。
- ・参加者 前期158組(4コース)・後期139組(4コース)

8 児童厚生施設

児童を対象に健全な遊びを与え、集団的・個別的に指導して健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びを通じて運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得、精神力の涵養を図り、児童の体力増進等に資する等、健全育成に関する総合的な機能を有する施設。加えて、乳幼児とその保護者が相互に交流できる地域子育て支援拠点の役割も担っている。

(1) 大型児童館

宿泊型児童館「星の子館」

(2) 児童センター

飾磨、広畑、網干、東、安室、東光、面白山、北、灘

(3) 小型児童館

坊勢児童館

9 子ども・子育て支援事業計画の改定

平成27年に策定した「姫路市子ども・子育て支援事業計画」は、今年度、計画期間の最終年度に当たることから、姫路市子ども・子育て会議での審議を踏まえて、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定する。

待機児童の解消と幼児教育・保育の無償化等の影響を踏まえた教育・保育ニーズの受け皿確保に向けた取り組みを進めるとともに、同計画を本市における包括的な子ども・子育て支援に関する計画と位置づけ、ひとり親家庭の自立支援や子どもの貧困対策等についても施策体系に盛り込む。

(1) 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく市町村行動計画を一体的に策定

(2) 計画期間

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

(3) 計画の基本理念

「安心して子どもを産み育て、子どもが明るく健やかに育つことができる都市 姫路」

10 幼児教育・保育の無償化に向けた対応

10月から幼児教育・保育の無償化が実施されるため、在宅の3歳児を中心に増加の見込まれる施設の利用ニーズに対応するため、提供体制の確保方策と受け皿確保に伴い、必要となる保育人材確保を進める。

(1) 提供体制の確保

増加が見込まれる3歳児の利用定員が不足すると予測されることから、私立認定こども園の定員増や市立幼稚園での3歳児保育の拡充に向けた取組みを進める。

(2) 保育人材の確保

私立施設に勤務する保育士等への処遇改善補助や定着支援一時金、住居借上げ支援事業の実施や、また、保育士・保育所支援センターの機能充実に取り組むことにより就労支援、復職支援の充実を図る。

(3) 保育の質の確保

認可外施設も無償化の対象になることから、監査指導を担当する部門と連携を図り、保育の質の確保を図る。

3 教育について

教育について

1 姫路市教育振興基本計画(現行計画)の概要について

(1) 位置付け

- ・教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」
- ・「姫路市総合計画」の分野別計画

(2) 計画期間

平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までの5年間

(3) 対象範囲

本市教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象
(市長部局所管の文化振興及びスポーツ振興は除く。)

(4) 目指す姿

【基本理念】

ふるさと姫路の未来をひらく人づくり

～ 学び、つながり、高め合う教育を目指して ～

【目指す人間像】

- 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける自立した人間
- ふるさとを愛し、地域の発展に主体的に貢献する人間
- 伝統や文化を尊重しつつ、グローバルな視点で国際社会を生きる人間

(5) 基本的な計画(計画体系)

3つの基本的政策と6つの政策のもと、17の施策と102の事業を体系化

2 姫路市教育振興基本計画(現行計画)の検証(主なもの)について

「学校教育の分野」では、

- ・義務教育学校の設置などにより小中一貫教育を推進し、子供同士や教職員相互の連携した取組の充実を図ることができた。
- ・教職員のICT機器やデジタルコンテンツの活用により、わかる授業を推進し、創意工夫した授業改善を図ることができた。
- ・学校司書の配置などにより読書環境を整備し、本に親しみを持つ子供の育成を図ることができた。
- ・「姫路市学校園消費者教育指針」の作成・活用などにより消費者教育を推進し、消費生活に関する知識を習得し、適切な意思決定や消費行動ができる児童生徒の育成を図ることができた。

「社会教育の分野」では、

- ・姫路科学館、美術館、姫路文学館、公民館、図書館など、生涯学習関連施設を整備し、施設にふさわしい展示環境の整備を行い、市民の様々なライフステージにおける生涯学習の振興を図ることができた。
- ・姫路文学館等生涯学習関連施設において、市民参加・交流イベントを開催し、幅広い年代層に対して芸術にふれあう機会を提供することで、市民文化の醸成を図ることができた。

他方、

- ・子供の悩みに対応する教育相談窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談の実施などの取組を行ってきたものの、不登校児童生徒数が増加傾向にあること、積極的な認知によりいじめ認知件数が増加していること、特別支援学級に在籍している児童生徒数が増加し、多様化していることに対して更なる取組の充実が求められる。
- ・教職員のICT機器等の活用が増えてきているものの、更なる活用の促進が求められる。
- ・学校においては、地域の人材を活用した交流活動等を行ってきたが、今後は、学校と地域との連携・協働による取組を組織的・継続的に行うことが重要であることから、家庭と地域による学校との連携・協働の更なる推進などに、引き続き、取り組んでいくことが求められる。

3 第2期姫路市教育振興基本計画(次期計画)の策定に当たって

(1) 時代の潮流

現在、Society5.0と言われる超スマート社会の実現に向けて、人工知能(AI)、ビッグデータの活用など技術革新が急速に進んでいる。このような社会的な変化を前向きに受け止め、予測不可能な未来社会を自立的に生き、豊かな創造性を備え持続可能な社会の形成に参画するための資質・能力を育成することが求められている。

また、人生100年時代を迎えようとしている中、市民の生活の向上や地域社会の持続的発展のために、誰もが生涯にわたり、あらゆる機会に、あらゆる場所において必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組を進めることが重要である。

(2) 計画の概要

ア 位置付け

現行計画と同様に、教育基本法に定められた「教育振興基本計画」及び「姫路市総合計画」の分野別計画と位置付ける。

イ 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

ウ 方向性

社会の変化を見据え、現行計画の検証結果を踏まえ、国や兵庫県の計画を参酌しながら、現行計画を継承しつつ新たな要素を加味した計画とする。

(3) 本市教育を取り巻く社会情勢等

ア ICTによる技術革新

現在、Society5.0と言われる超スマート社会の実現に向けて、人工知能（AI）、ビッグデータの活用など技術革新が急速に進んでいる。

このような中、高度情報化社会への対応として、情報活用能力の育成、ICTを活用した授業改善など授業・学習面及び教職員の業務負担軽減など校務面において、ICTの利活用を更に推進する必要がある。

イ グローバル化の進展

情報通信技術の進展や交通網の整備等により、人間の生活圏は急速に広域化しており、グローバル化が加速している。

このような中、我が国の伝統と文化を尊重し、ふるさとを愛する心を養うとともに、異文化を理解し、国際的視野に立って主体的に行動し、多様な人々と共に生きる態度を養うなど、グローバルに活躍する人材の育成を図ることが重要である。

ウ 教育の機会均等

子供の貧困率については、改善が見られるが依然として高い水準にある。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けており、母語も多様化している。さらに、平成22年の国勢調査によると、姫路市における未就学者数は621人となっている。

このような中、外国籍の者や義務教育未修了者など、多様な教育ニーズを有する人々に対する受入れ体制の検討・整備を進めることによって、外国人児童生徒等の受入れ体制の整備の充実や、義務教育を十分に受けることができなかった人々の教育機会の確保を図っていく必要がある。

エ 働き方改革

働き方改革関連法の成立により、民間企業の従業員等による時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図ろうとする機運が高まり、学校においても、学校・教職員の業務が多岐多様にわたり、長時間勤務となっている実態から、働き方改革は急務となっている。

このような中、教職員のこれまでの働き方を見直し、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化など学校における働き方改革を進めることで、教師自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対する効果的な教育活動の実現につなげるなど教育の質の向上を図ることが重要である。

オ 人生 100 年時代の到来

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されている。

このような中、全ての人が生涯にわたり学び、活躍することができるよう、学校施設や I C T 環境の整備など児童生徒の教育環境等の改善に加え、社会教育における教育環境の整備を進めるなど、引き続き生涯学習社会の実現を図っていくことが必要である。

カ 少子高齢化、人口減少の進展

少子高齢化、人口減少の進展に伴う世帯構造の変化、地域コミュニティの弱体化等による体験活動機会の減少など子供たちの人間関係力、社会性等の育成が懸念されている。

このような中、地域の主体的な参画のもと、子供の学びや育ちを支える体制を確立するなど、学校と地域の連携・協働を推進することが重要である。また、学校教育に限らず、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することにより、地域の維持発展の担い手となる人材を育成することが求められる。

キ 社会教育施設の役割及び文化財の利活用

社会教育施設は地域の学習活動の拠点のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点など幅広い役割が期待されている。また、文化財については、文化財保護法の改正により、保護のみならず活用についても重視する方向性となった。

このような中、学校教育との連携を更に充実させるとともに、観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う他の部局等と連携を強化していくことが求められる。

3 教育について【参考資料】

学校教育について

魅力ある姫路の教育の推進

姫路市教育振興基本計画(平成 27 年 3 月策定)に基づき、「生きる力」の要素としての「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」をバランス良く育成するために子供の能力や可能性を伸ばす魅力ある学校教育を推進することを目標として、「人間力を身に付けた子供の育成」、「教職員の資質と実践的指導力の向上」、「組織としての学校力の向上」、「家庭・地域の教育力を生かした学校支援の推進」といった施策を展開している。

あわせて、特別な支援が必要な子供への教育を充実するとともに、時代のニーズに対応する、キャリア教育、消費者教育、国際理解教育、防災教育など現代的課題に関する教育を実施している。

【現 状】

- ・「人間力」の育成については、自ら学び、心豊かな子供たちの育成に取り組むことで、人として生きていくために必要な力を身に付けさせるため、「わかる授業づくり」「道徳・人権教育の推進」「体験活動」「学校体育・保健の充実」などを実施している。
- ・「教職員の資質向上」については、勤務時間の適正化や教職員相互の協力・協働などにより、働きやすい職場環境づくりを推進している。
- ・「学校力の向上」については、「異校種間の連携(小中一貫教育)の推進」「特色ある学校づくり」「安全対策」「教育相談事業の充実」「連携して取り組む生徒指導」など学校が組織として子供への教育に取り組むための支援を行った。また、学校司書や外国語活動指導補助員、ICT 支援員や特別支援教育支援員などの派遣により学校園の支援に努めている。
- ・「家庭・地域の教育力を活用した学校支援の推進」としては、「学校評議員制度」「コミュニティスクール」を核とした学校支援体制の強化を図るとともに、保護者・地域住民との交流やスクールヘルパー制度など、学校、家庭、地域社会の連携協力による取組を推進している。

【課 題】

- ・学力の向上について、「わかる授業づくり」の推進に向けて、めあての提示、板書計画や授業の進め方などの工夫を周知させており、自尊心や自己肯定感などは徐々に高まりを見せているが、結果として学力の伸長が目に見える形で表れていない。
- ・子供の安全や人材活用については、地域との連携により各学校で実践ができているが、学校のみならず社会全体で子供を育てようとする意識の高揚までには至っていない。
- ・教職員の資質向上については、各種研修の計画的実施に伴い、研修を選択する範囲や種類が増えてきているにもかかわらず、積極的な参加が少ないため、実質的な資質の向上につながっていない。また、働き方改革については、勤務時間の短縮という意識はあるが、仕事の絶対量が減らないため実質的な減少につながっていない。

【関連情報】

○ 市立学校園の幼児・児童・生徒数

〔幼稚園園児数等の推移〕

(姫路市「姫路市統計情報」、姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
園 数	46	37	37	36	36	36
学級数合計	123	104	106	101	91	87
5歳児クラス	63	54	52	53	47	44
4歳児クラス	60	49	52	46	42	41
3歳児クラス	—	1	2	2	2	2
園児数合計	2,898	2,473	2,390	2,190	1,906	1,730
5歳児在園者数	1,557	1,132	1,215	1,183	1,039	865
4歳児在園者数	1,341	1,321	1,135	967	827	825
3歳児在園者数	—	20	40	40	40	40

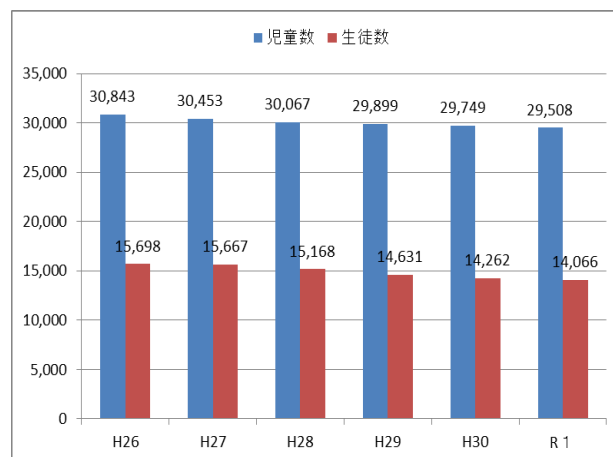
※ 各年度の園数、学級数、園児数は、5月1日現在の数（「姫路市の教育」）

- ・ 平成 26 年度で 2 園が廃園、平成 27 年度から 7 園、平成 29 年度から 1 園が幼保連携型認定こども園へ移行し、36 園となっている。
- ・ 平成 27 年度から 1 園で、平成 28 年度からさらに 1 園で、3 歳児保育をモデル実施している。
- ・ 幼稚園の学級数については、5 歳児クラス・4 歳児クラスともに年々減少している。

〔小・中・義務教育学校の児童生徒数等の推移〕

年度	小学校 (義務教育学校前期課程を含む)		中学校 (義務教育学校後期課程を含む)	
	対前年増減数	普通学級数	対前年増減数	普通学級数
	児童数	特別支援学級数	生徒数	特別支援学級数
H26	△548 30,843	1,037 142	△303 15,968	442 64
H27	△390 30,453	1,027 141	△301 15,667	440 67
H28	△386 30,067	1,015 141	△499 15,168	429 69
H29	△168 29,899	1,010 152	△537 14,631	414 65
H30	△150 29,749	1,004 161	△369 14,262	402 61
R1	△241 29,508	1,004 166	△196 14,066	400 67

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



- ・ 小学校の児童数は年々減少し、令和元年度は平成 26 年度より 1,335 人減少している。
- ・ 小学校の学級数については、平成 26 年度から令和元年度にかけて、普通学級は 33 学級減、特別支援学級は 24 学級増加している。
- ・ 中学校の生徒数は年々減少し、令和元年度は平成 26 年度より 1,902 人減少している。
- ・ 中学校の学級数については、平成 26 年度から令和元年度にかけて、普通学級は 42 学級減少、特別支援学級は 3 学級増加している。

[市立高等学校の生徒数等の推移]

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
学校数	3	3	3	3	3	3
学級数	60	60	60	59	58	57
対前年増減数	7	21	6	△40	△45	△36
生徒数	2,357	2,378	2,384	2,344	2,299	2,263

※ 各年度の学級数、生徒数は、5月1日現在の数

- 市立高等学校の学級数は、姫路高校 18 学級、琴丘高校 21 学級、飾磨高校 18 学級（令和元年度）、姫路高校は、平成 29 年度から 3 年をかけて 1 学級ずつ減っている。（20→18）
- 市立高等学校は、平成 15 年にそれぞれ特色あるコースを設置している。
- 平成 27 年度入学者選抜から、市立高校の通学区域は従来の姫路・福崎学区と西播学区を統合した第 4 学区となり、選抜方式は全日制普通科（単位制を含む）と総合学科 22 高校による複数志願選抜で行う。

[特別支援学校における児童生徒数等の推移]

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
学級数合計	31	31	33	30	31	32
小学部	17	17	17	15	14	12
中学部	4	4	9	9	10	9
高等部	10	10	7	6	7	11
児童生徒数合計	84	83	83	75	76	83
小学部	48	48	43	40	37	34
中学部	11	12	24	24	26	25
高等部	25	23	16	11	13	24

※ 各年度の学級数、児童生徒数は、5月1日現在の数

- 姫路市立の特別支援学校である書写養護学校の学級数及び児童生徒数はほぼ横ばいである。

[姫路市における特別支援学級在籍児童生徒数等の推移]

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

■ 特別支援学級在籍児童数（小学校）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
知的	194	187	199	206	219	255
肢体	24	20	18	22	22	18
病弱	1	4	4	4	6	6
弱視	2	3	4	2	2	1
難聴	5	5	6	6	5	6
言語	0	0	0	0	0	0
自・情	185	204	228	265	297	314
合計	411	423	459	505	551	600

■ 特別支援学級在籍生徒数（中学校）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
知的	89	92	102	104	96	95
肢体	10	13	16	10	7	3
病弱	0	0	0	0	0	0
弱視	0	0	0	1	1	1
難聴	4	5	7	6	4	2
言語	0	0	0	0	0	0
自・情	64	63	72	65	74	89
合計	167	173	197	186	182	190

※ 知的…知的障害、肢体…肢体不自由、言語…言語障害、自・情…自閉症・情緒障害を指す。

■ 特別支援学級数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
小学校	142	141	141	152	161	166
中学校	64	67	69	65	61	67
合計	206	208	210	217	222	233

※ 各年度の学級数、児童生徒数は、5月1日現在の数

※ 小学校には義務教育学校前期課程を含む。中学校には義務教育学校後期課程を含む。

- ・ 姫路市の小・中学校における特別支援学級在籍者は、年々増加傾向である。
- ・ 特別支援学級在籍者について、平成 26 年度と令和元年度を比較すると、小・中学校ともに知的障害、自閉症・情緒障害の児童生徒が増加している。
- ・ 姫路市の特別支援学級数について、平成 26 年度と令和元年度を比較すると、増加傾向である。

○ 意識に関する調査 (全国学力・学習状況調査)

(文部科学省「平成 30 年度全国学力・学習状況調査」)

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
〈わかる授業〉					
学校の勉強はわかると答える児童生徒の割合 (%)	小学生	89.6	90.1	90.8	91.6
	中学生	71.1	72.2	74.3	76.1
〈自尊心〉					
自分にはよいところがあると思うと答える児童生徒の割合 (%)		72.4	71.7	73.8	81.7
〈ICT 機器関係〉					
ICT 機器を使って資料等の拡大表示をしたり、デジタル教材を活用したりするなどの工夫をした授業を週に 1 回以上普通教室で行っている教職員の割合 (%)	小学校	82.1	84.2	85.9	87.2
	中学校	38.6	48.3	54.9	65.1
〈指導力の向上〉					
校外研修や校内研修で学ぶことにより、自身の授業力向上を図ることに肯定的な回答をする教職員の割合 (%)		—	86.3	86.5	88.4
自身の指導力向上を図るために、研修を活用していることに肯定的な回答をする教職員の割合 (%)		—	78.6	78.8	81.8
〈異校種間連携〉					
学年や校種の枠を超えて、連携を図ろうとしていると答える教職員の割合 (%)		83.7	85.8	84.6	88.5
〈働き方改革〉					
「定時退勤日」の週 1 回完全・ほぼ実施校の割合 (%)		71	66	79	91.3

○ 教科に関する調査 (全国学力・学習状況調査)

[全国や兵庫県と比較した姫路市の教科に関する調査結果の推移]

◆ 小学校6年生の調査結果

(文部科学省「平成30年度全国学力・学習状況調査」)

区分	比較対象	平成28年度 小学校6年生	平成29年度 小学校6年生	平成30年度 小学校6年生
国語A	県	-1	-1	-2
	国	-1	-1	-3
国語B	県	-2	-1	-1
	国	-2	-2	-2
算数A	県	-2	-1	-3
	国	-2	-2	-4
算数B	県	-1	-1	-2
	国	-1	-1	-2
理科	県	-	-	±0
	国	-	-	-1

◆ 中学校3年生の調査結果

区分	比較対象	平成28年度 中学校3年生	平成29年度 中学校3年生	平成30年度 中学校3年生
国語A	県	±0	-1	-1
	国	±0	±0	±0
国語B	県	-1	-2	-3
	国	-2	-2	-3
数学A	県	±0	-1	±0
	国	4	2	3
数学B	県	-1	-2	-1
	国	1	±0	±0
理科	県	-	-	-1
	国	-	-	±0

※ 姫路市の平均正答率を県、国と比較したもの

※ 小学校6年生には義務教育学校6年生を含む。中学校3年生には義務教育学校9年生を含む。

(注) A:「知識に関する問題(A)」身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
B:「活用に関する問題(B)」知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

- 教科に関する調査のそれぞれの項目について、平成30年度調査における全国や兵庫県と姫路市の状況を比較すると、小学校では、国語、算数ともにA及びBのいずれも、国、県の平均正答率をやや下回っている。
- 同様に、中学校では、国語A、B、数学Bにおいて県をやや下回っている。国との比較では、国語Bはやや下回っているが、数学Aはやや上回っている。
- 理科も含め、どの調査においても、国、県と比べ±5ポイントの範囲にあり、大きな差は見られない。
- 「姫路市における教科に関する調査結果」については、平成28年度から平成30年度調査までを比較すると、国語、算数・数学ともにA及びBのいずれも同じ傾向である。

○ 問題行動・いじめ・不登校の件数

〔姫路市と全国及び兵庫県との比較〕

(文部科学省「平成 29 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、姫路市「平成 31 年度学校園教育指針」)

(平成 29 年度件数)

いじめ認知件数	姫路市	1000 人 当たり(件)	前年比	兵庫県	1000 人 当たり(件)	前年比	全国	1000 人 当たり(件)	前年比
小学校	307	10.3	2.30	8,374	29.1	9.00	311,322	49.0	12.30
中学校	287	19.6	3.20	3,937	28.7	6.30	77,137	25.0	3.30

不登校児童生徒数	姫路市	全児童生徒 数に占める 割合(%)	前年比	兵庫県	全児童生徒 数に占める 割合(%)	前年比	全国	全児童生徒 数に占める 割合(%)	前年比
小学校	183	0.61	1.45	1,490	0.52	1.37	34,732	0.55	1.17
中学校	640	4.37	1.34	4,979	3.63	1.15	104,295	3.38	1.08

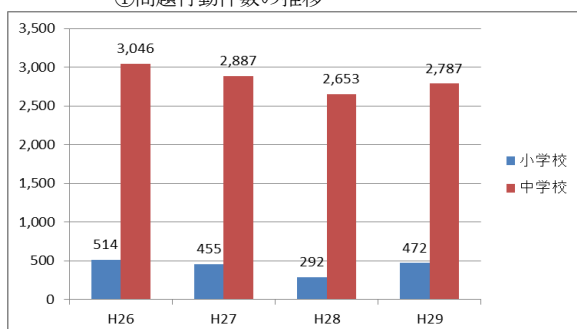
※いじめ認知件数は、公立学校の数値(国立、私立を除く)

※不登校児童生徒数は、姫路市は公立学校の数値、兵庫県と全国は国・公・私立の数値

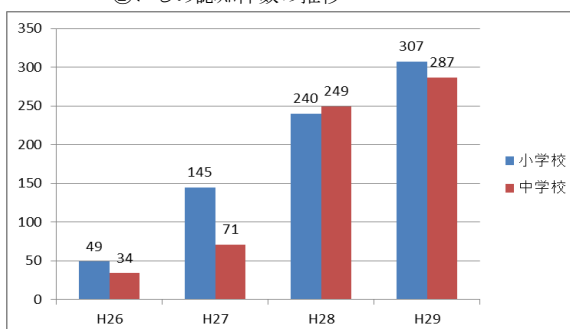
※小学校には義務教育学校前期課程を含む。中学校には義務教育学校後期課程を含む。

〔姫路市における問題行動件数・いじめ認知件数・不登校児童生徒数の推移〕

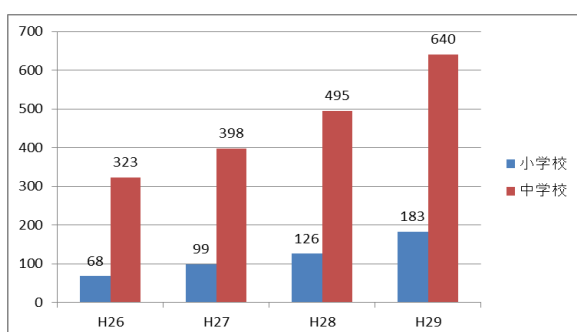
①問題行動件数の推移



②いじめ認知件数の推移



③不登校児童生徒数の推移



■問題行動件数

刑法犯行為(暴力・窃盗・万引き等)、ぐ犯・不良行為(家出・飲酒・喫煙・薬物乱用等)、無免許運転の合計件数

■いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※小学校には義務教育学校前期課程を含む。中学校には義務教育学校後期課程を含む。

- いじめ認知件数について、平成 29 年度調査における姫路市の件数は 1000 人当たりで比較すると、全国及び兵庫県を下回る。
- 不登校児童生徒数について、平成 29 年度調査における姫路市の件数は全児童生徒数に占める割合で比較すると、全国及び兵庫県を上回る。
- 姫路市における小学校及び中学校の問題行動件数は、年々減少の傾向にあったが、平成 29 年度は増加している。
- 姫路市におけるいじめ認知件数及び不登校児童生徒数は、年々増加の傾向である。

○ 新体カテスト

〔姫路市と全国及び兵庫県との新体カテスト平均値の比較〕

(文部科学省「平成 30 年度全国児童生徒体力・運動能力調査」)

小5男子 (H30)	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20m シャトルラン	50m 走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ
姫路市	15.88	19.36	30.78	40.37	52.84	9.29	152.86	22.65
兵庫県 (比較)	16.30 ▼	20.19 ▼	32.22 ▼	42.13 ▼	54.59 ▼	9.19 ▼	154.57▼	23.53 ▼
全国 (比較)	16.96 ▼	20.81 ▼	33.18 ▼	43.98 ▼	57.48 ▼	9.21 ▼	153.72▼	23.54 ▼

小5女子 (H30)	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20m シャトルラン	50m 走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ
姫路市	15.52	18.50	34.54	38.51	42.84	9.56	145.76	12.83
兵庫県 (比較)	15.97 ▼	18.50 ○	36.68 ▼	40.12 ▼	43.04 ▼	9.55 ▼	146.50▼	14.00 ▼
全国 (比較)	16.41 ▼	19.32 ▼	36.93 ▼	41.95 ▼	45.59 ▼	9.45 ▼	148.01▼	14.43 ▼

中2男子 (H30)	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20m シャトルラン	50m 走	立ち幅跳び	ハンドボール投げ
姫路市	28.46	25.90	39.30	52.08	84.42	8.04	195.16	19.72
兵庫県 (比較)	29.10 ▼	27.45 ▼	41.16 ▼	52.69 ▼	90.73 ▼	7.82 ▼	196.75▼	20.77 ▼
全国 (比較)	30.00 ▼	28.35 ▼	43.57 ▼	53.36 ▼	90.85 ▼	7.82 ▼	199.73▼	21.55 ▼

中2女子 (H30)	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20m シャトルラン	50m 走	立ち幅跳び	ハンドボール投げ
姫路市	23.40	21.93	42.65	47.25	59.13	8.92	167.07	11.39
兵庫県 (比較)	24.02 ▼	23.97 ▼	44.67 ▼	47.97 ▼	64.89 ▼	8.64 ▼	171.71▼	13.33 ▼
全国 (比較)	24.44 ▼	24.34 ▼	46.22 ▼	47.88 ▼	62.03 ▼	8.66 ▼	172.26▼	13.65 ▼

※平均値と同じ又は上回っている場合は○、平均値を下回っている場合は▼で表示

〔姫路市における新体カテスト平均値の変化〕

	握力			上体起こし			長座体前屈			反復横跳び					
	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向			
小5男子	15.45	15.88	↗	小5男子	19.24	19.36	↗	小5男子	29.70	30.78	↗	小5男子	40.46	40.37	↘
小5女子	15.01	15.52	↗	小5女子	18.37	18.50	↗	小5女子	33.60	34.54	↗	小5女子	38.36	38.51	↗
中2男子	29.44	28.46	↘	中2男子	26.97	25.90	↘	中2男子	39.90	39.30	↘	中2男子	50.63	52.08	↗
中2女子	23.54	23.40	↘	中2女子	22.11	21.93	↘	中2女子	43.83	42.65	↘	中2女子	44.80	47.25	↗

	20mシャトルラン			50m走			立ち幅跳び			ソフトボール投げ(ハンドボール投げ)					
	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向	H25	H30	傾向			
小5男子	52.79	52.84	↗	小5男子	9.43	9.29	↗	小5男子	149.62	152.86	↗	小5男子	23.86	22.65	↘
小5女子	42.34	42.84	↗	小5女子	9.65	9.56	↗	小5女子	141.14	145.76	↗	小5女子	12.81	12.83	↗
中2男子	85.16	84.42	↘	中2男子	8.08	8.04	↗	中2男子	192.38	195.16	↗	中2男子	20.71	19.72	↘
中2女子	56.64	59.13	↗	中2女子	8.97	8.92	↗	中2女子	164.67	167.07	↗	中2女子	12.26	11.39	↘

- ・ 新体カテストに関するそれぞれの項目について、平成 30 年度調査における姫路市と全国及び兵庫県を比較すると、小学生、中学生ともに、全ての項目で全国及び県平均と同じか下回る傾向である。
- ・ 新体カテストに関するそれぞれの項目について、姫路市における平成 25 年度調査と平成 30 年度調査を比較すると、小学生では多くの項目で数値が上がる傾向である。中学生では反復横跳び、20m シャトルラン (女子)、50m 走、立ち幅跳びで数値が上がる傾向である。

子供の学びを支える教育環境整備の推進

子供が安心して学校生活を送るためには、安全で質の高い教育環境の整備や学ぶ意欲を支える取組が重要であることから、「安心して学べる環境づくりの推進」、「学びを支える経済的支援の充実」といった施策を展開している。

【現 状】

- ・教育上望ましい集団活動が実践できる環境を確保するため、学校園の規模や配置の適正化を図るとともに、子供が安心して学べる環境をつくるため、老朽化に伴う校舎や屋内運動場の大規模改修、普通教室等へのエアコン整備など学校園の施設設備の改修、安全対策のための整備を実施している。
- ・電子黒板機能付ディスプレイの更新、ネットワークシステムの整備などICT機器の計画的な更新を行っているほか、中学校給食の全員実施など学校給食の充実や読書環境等の整備など図書館教育の充実を図っている。
- ・経済的理由で就学困難な児童生徒等の保護者に対して、就学・修学のための援助など支援を行っている。
- ・直面する教育課題について解決を図るために、「学校スクラムサポートチーム」を組織し外部人材の活用を図っている。

【課 題】

- ・ICTなどの教育情報化の推進については、学校間での格差が見られる。積極的に活用しようとしている学校とそうでない学校との格差が大きいため、ICT支援員等の配置により積極的活用へと変革させる必要がある。
- ・学校給食の充実については、(仮称)南部給食センターの着工が遅れており、姫路市内のすべての小中学生に学校給食を提供する体制づくりを急ぐ必要がある。同時に給食費の無償化、給食費の公会計化の課題を(仮称)南部給食センターのスタートと同時に進めていく必要がある。
- ・外部人材の活用については、学校スクラムサポートチームや姫路スクールサポートスタッフ、部活動指導員、特別支援教育支援員、スクールヘルパー事業、スクールガードリーダー事業、日本語指導支援員、バイリンガル支援員等の多職種で人材活用に努めているが、学校独自での人材バンクを確立して学校が必要とする業務を外部人材活用に充てられる仕組みの整備が必要である。

【関連情報】

○ 学校数・児童生徒数

(資料) 姫路市議会「市政の概要」

(1) 市立の学校

令和元 5 月 1 日現在

区分	学校数	学級数	幼児・児童・生徒数 (人)
小学校	67	972 [159]	28,564
中学校	33	385 [62]	13,629
義務教育学校	2	47 [12]	1,381
高等学校	3	57	2,263
特別支援学校	1	32	小 34
			中 25
			高 24
幼稚園	36	87	1,730
合計	142	1,580 [233]	47,650

※ [] 内数字は特別支援学級数で外数

(2) 市立以外の学校

令和元年 5 月 1 日現在

区分	学校数	幼児・児童・生徒・学生数 (人)
大学	県立 1	2,859
	私立 2	2,591
短期大学	私立 1	113
高等学校	県立 15	全 7,054
		定 412
		多 555
		通 714
	私立 6	3,060
中学校	私立 3	901
幼稚園	私立 1	106
特別支援学校	県立 3	592
合計	32	18,957

○ 意識に関する調査 (全国学力・学習状況調査)

(文部科学省「平成 30 年度全国学力・学習状況調査」)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
<学校施設>				
市立小・中学校の吊天井耐震対策進歩率 (%)	100	100	100	100
市立小・中学校校舎等の改修・改築数(校舎・屋内運動場)(校)	5	8	9	8
<学校給食>				
中学校全員給食実施校数(校)	4	4	13	23
<PTAの協力>				
PTAや地域の人が学校の諸活動(学校の美化など)にボランティアとして参加していると答える学校の割合 (%)	99	98	98	96.2

社会教育(生涯学習)について

ライフステージに応じた生涯学習の振興

姫路市教育振興基本計画(平成27年3月策定)に基づき、生涯学習社会の実現に向けて、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習関連施設の充実を目標として、「生涯学習支援体制の充実」、「多様な学習機会の充実」、「人権教育の推進」といった施策を展開している。

【現 状】

○ 生涯学習支援体制の充実

生涯学習社会を見据え、市民の様々なライフステージでの生涯学習を振興するため、情報提供機能の向上や、生涯学習関連施設の整備などに取り組んでいる。

① 情報提供機能の向上

- ・全公民館について、公民館の紹介や各種講座の紹介をホームページで発信している。
また、公民館は高齢の利用者が多いことから、「公民館だより」の配布など従来からの方法も併用するなど、様々な媒体を活用した情報発信に努めている。

② 生涯学習関連施設の整備

- ・市立公民館は築後25年以上を経過したものから、老朽化の度合い等も考慮しながら順次大規模改修工事を実施している。
また、平成31年4月には68館目の市立公民館として、飾磨橋東公民館が開館した。
- ・平成27年度から30年度までに、姫路科学館、美術館、姫路文学館、図書館広畑分館・東光分館の改修や、図書館花北分館の移転新築などを実施した。

○ 多様な学習機会の充実

多様な学習機会を提供するため、公民館等で開催する各種講座や姫路科学館などの施設におけるその特性を活かした活動の充実に努めている。

・ 公民館活動の概要

市立公民館(68館)は、地域における生涯学習や、地域のコミュニティ活動の拠点として、多様化、高度化する市民の学習意欲に応えるとともに、学習の輪を広げ、地域の生活文化の向上を目指し、学習活動を続けている。その活動については、日常生活や地域活動に結びつく自発的な「教養講座」、継続的な「地域講座」と生活技術・文化にかかわる「文化講座」を開催するほか、地域住民の自主的な学習・集会の場を提供している。

平成30年度利用者総数 … 1,002,628人

内訳：教養講座 39,346人、地域講座 87,548人、文化講座 354,341人

集会活動 306,327人、その他 215,066人

○ 人権教育の推進

市民一人一人の人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、地域社会、職場を通じて、校区人権教育や住民交流学習などにより、子供から大人までのあらゆる年齢層に対する人権教育に取り組んでいる。

- ・ 校区人権教育・啓発の概要

市内 69 小学校・義務教育学校区を単位として、校区の実情に応じた人権教育・啓発、交流活動を実施している。同和問題を柱として、最近では、様々な人権課題に対して地域住民に集まってもらい話し合うことや各学校単位で人権の講演会を行い、人権尊重の意識の高揚を図っている。

校区人権教育参加者総数… 168,088 人（平成 30 年度）

- ・ 市民啓発の支援内容

人権文化をすすめる市民運動推進月間や人権週間の設定により、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、啓発ビデオ（DVD）の貸出しや学校施設や公共施設に人権ポスター、人権作品集「いきる」等を配布するなどにより啓発活動を支援している。

【課題】

- ・ 校区人権教育を進めるに当たっては、ビデオの視聴及び話合いか、又は講演会という形式で小学校区又は地区毎に開催しているが、マンネリ化の傾向があり、地域の人々が人権尊重の意識を持って参加しているとまでには至っていない。
- ・ 市民局の人権推進部との連携を図り、学校を巻き込んだ教育委員会所管の事業と市民への啓発活動を分けることで、更に地域の実態に応じた人権啓発の推進を図ることができると考えられる。

【関連情報】

生涯学習関連施設・文化施設の概要

施設名	概要	平成 30 年度利用者数
水族館	昭和 41 年開館。平成 23 年 7 月「播磨の里地・里海のなかまたち」のコンセプトの元に地域密着型の水族館としてリニューアルオープン。	入館者数 : 198,228 人 (無料入館者を含む。)
姫路科学館	平成 5 年開館。プラネタリウムを備えた理工系と自然系の総合的な機能を持つ科学館。平成 28 年 7 月、大規模改修工事終了。	入館者数 : 246,905 人 内、プラネタリウム観覧者数 : 55,920 人
図書館 (本館 1、分館 14)	本館・分館と移動図書館車により、図書館サービスを提供。 平成 30 年度蔵書数 : 1,341,377 冊	貸出冊数 : 2,258,463 冊 貸出人数 : 752,165 人
美術館	昭和 58 年開館。郷土出身作家の優れた作品の展示や世界的な名品・名画の特別企画展示等。平成 30 年度環境改善を実施。	観覧者他総数 : 45,445 人
姫路文学館	文学に関する市民の知識及び教養の高揚を図るため平成 3 年開館。平成 28 年 7 月リニューアルオープン。	入館者数 : 26,660 人 施設利用者数 : 68,417 人
書写の里・美術工芸館	播磨の原風景と伝統工芸を、守り・伝え・育むとともに、多くの人が集い楽しめる施設として、平成 6 年開館。	観覧者総数 : 41,822 人
埋蔵文化財センター	埋蔵文化財を保護顕彰し、次世代に継承するために、調査研究、整理保存、情報の収集提供、資料の活用等を行う。平成 17 年開館。	入館者数 : 16,641 人

市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

心豊かでたくましい「姫路っ子」の育成を目指し、家庭における教育力の向上を図るとともに、青少年への様々な体験機会の提供や健全育成を促進する環境づくりなど、市民ぐるみで青少年の健全育成に努めることが重要であることから、「家庭の教育力の向上」、「青少年の交流と活動の促進」、「地域で見守る健全育成活動の推進」といった施策を展開している。

【現 状】

○ 家庭の教育力の向上

- ・家庭での教育が人格形成においてとても大切であるとの認識の下、子どもの発達段階別に、「あすなる教室」「杉の子教室」「ふたば教室」などの子育て教室を実施し、子育てについての学習機会を設けるとともに、保護者同士の情報交換や交流の場を提供している。
- ・参観日やオープンスクールなどの機会を活用して「家庭教育講演会」を行うことにより、できるだけ多くの保護者に家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図っている。

子育て教室の概要

教室名・対象	活動内容	令和元年度開設教室数
あすなる教室 市立の小・中・義・高・特別支援学校の保護者を対象に各校1教室開設	講演会や討論会、体験活動など幅広い活動を通じて会員同士の交流を図りながら、家庭教育について学習する。	小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校 合計108教室
杉の子教室 市立幼稚園の保護者を対象に各園1教室開設	子どもが健康で心豊かに育つためのしつけや情操の陶冶について幅広く学習する。	幼稚園 36教室
わか葉教室 市立認定こども園の保護者を対象に各園1教室開設	乳幼児の健全な育成のため、親としてのあり方や子供を取り巻く環境の重要性等を学習する。	認定こども園 9教室
ふた葉教室 地域婦人会や保育所を母体として開設 乳幼児（0歳から4歳）の保護者が対象	子育ての正しい知識を身につけ、親同士の連携を深めながら親としてのあり方や子どもを取り巻く環境の重要性等について学習する。	7教室
父親教室 小・中・義務教育学校の保護者を対象に開設	子育てに果たす父親の役割やあり方、親子のふれあいについて学習する。	小学校 27 中学校 5 義務教育学校 1 合計 33教室
お茶の間教室 子育て中の親による「子育てグループ」と地域の子育てを支援する「子育て支援グループ」として開設	グループで子育てや教育問題、家庭教育のあり方について学習する。	子育てグループ 3 子育て支援グループ 2 合計 5教室

○ 青少年の交流と活動の促進

- ・心豊かでたくましい「姫路っ子」の育成を目指し、青少年が活発な体験活動を行えるよう、子ども会等の青少年団体への支援、青少年体験活動の実施などに取り組むとともに、活動の場となる野外活動センターやキャンプ場などの運営、整備を推進し、健全な野外活動の促進を図っている。

<p>青少年団体への助成 予算の範囲内で対象事業費の2分の1を補助する。 ※平成31年度予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路スカウト連合会補助金 850千円 ・姫路市子ども会連合会補助金 4,300千円 ・姫路市児童合唱団補助金 1,890千円

野外活動センター、キャンプ場等の概要

施設名	設置目的等	平成30年度利用者数
野外活動センター ・藤ノ木山 ・梯	青少年が豊かな自然の中で、集団生活と自然体験を通して、規律・友愛・協力の精神、豊かな情操とたくましい実践力等を培うことを目的として設置。 主に小学5年生の自然学校で活用。	・藤ノ木山 : 13,226人 ・梯 : 9,136人
青少年キャンプ場 ・太尾 ・そうめん滝	キャンプによる共同生活を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的に設置。	・太尾 : 2,305人 ・そうめん滝 : 510人
グリーンステーション鹿ヶ壺	名勝「鹿ヶ壺」をはじめとする美しい滝や渓谷などの自然の中で、心身ともに健全な青少年の活動の場として活用。 令和2年度より産業局へ移管。	各施設合計 : 44,200人

- ・ 青少年の交流と活動を支援し、健全な育成を図るため、青少年センターにおける自主活動のあり方や施設の効果的な活用方法を検討するとともに、活動に関する情報発信に努めている。

<p>青少年センター 開館時間 : 9時～22時 休館日 : 12月28日～翌年1月3日、月1回の市民開館休館日(不定期) 愛称 : 「アティーズ」 ※英語の「at ease」より センターの機能 : 居場所の提供、サークル活動の支援、体験活動、研修活動、情報収集、発信 平成30年度利用者数 : 53,278人</p>

- ・ 次代の担い手である若者たちの新たな門出を祝福し、大人としての自覚を促すため、成人式を開催している。

<p>成人式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度開催日・場所 : 平成31年1月14日(成人の日) 文化センター ・平成30年度対象者(案内状発送者) : 男3,012人 女2,969人 合計5,981人 ※平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれ ・平成30年度参加者 : 約2,900人

- 地域で見守る健全育成活動の推進
 - ・社会環境の変化に大きく影響を受ける青少年の様々な問題について、姫路市青少年問題協議会などと連携しながら、啓発活動をはじめ適切な対応に努めている。
 - ・青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚を図るため、家庭、学校、関係機関等が連携し、青少年の育成に悪影響を及ぼす社会環境の改善に取り組んでいる。

【課題】

- 家庭の教育力の向上
 - ◆ 子育て教室

「あすなる教室」「杉の子教室」等を市立の全校園で PTA 等が中心となって実施しているが、価値観の多様化や個人主義の広まり等により、活発な活動が困難になってきており、事業の形骸化が懸念される。家庭教育は非常に重要であり、今後もこの事業は継続する必要があると考えており、従来から事業内容や実施方法の見直しを行ってきたところであるが、今後も更なる見直しを行っていく。
- 青少年の交流と活動の推進
 - ◆ 野外活動施設の在り方の検討

少子化等による利用者の減少、施設の老朽化、地理的要因による管理面の問題があり、野外活動センターとキャンプ場の在り方を検討していく必要がある。特に、宍粟市内に設置している梯野外活動センターは、施設の劣化が深刻で、営繕課からは5年以内に改修または施設の廃止について方針を決める必要があると指摘されている。
 - ◆ 成人式

令和4年（2022年）4月に成年年齢が18才に引き下げられることに伴い、成人式の在り方を根本的に見直す必要が生じている。

〔具体的な検討課題〕

 - ・大多数が高校生である18歳の新成人を、一箇所に集めて式典を開催する必要があるのか。
 - ・式典を開催する場合、大学受験時期と重なる成人の日に開催することは適当ではないが、ではいつ開催するのか。
 - ・18歳ではなく例えば20歳で式典を開催する場合は、どのように成人式を意義付けするのか。
 - ・令和4年度には18歳、19歳、20歳が新成人となるが、どのような方法で式典を開催するのか。 等

文化財行政について

世界文化遺産姫路城の保存と活用

【現 状】

- ・行政組織上、姫路城の所管が、教育委員会から観光交流局に移る。
- ・特別史跡姫路城跡の保存管理は、平成 23 年 3 月策定の『特別史跡姫路城跡整備基本計画』にある『保存管理計画』との整合性を保ちながら、兵庫県、文化庁と協議して、現状変更許可を行っている。
- ・世界文化遺産登録記念事業を実施し、世界遺産の保存継承の重要性について、市内外に情報発信している。
- ・姫路城を中心とした城郭の調査研究と市民セミナー講座等の開催等情報発信を行っている。

【課 題】

- ・『特別史跡姫路城跡整備基本計画』の計画が、令和 2 年度で終了するため、計画の更新が必要となる。
- ・平成 27 年 10 月に策定された『姫路城跡中曲輪整備方針』について、文化財保護法第 125 条の規定に基づいて、現状変更許可業務が発生する。
- ・文化財行政と観光行政との調和が課題である。

【関連情報】

◎ 指定文化財

国宝 8 棟 昭和 6 年 1 月 19 日指定、昭和 26 年 6 月 9 日新国宝指定

大天守 (5 層 6 階、地下 1 階付、本瓦葺) 1 棟

西小天守 (3 層 3 階、地下 2 階付、本瓦葺) 1 棟

乾小天守 (3 層 4 階、地下 1 階付、本瓦葺) 1 棟

東小天守 (3 層 3 階、地下 1 階付、本瓦葺) 1 棟

イ・ロ・ハ・ニの渡櫓 4 棟(イ、ロ、ハの渡櫓各 2 層 2 階地下 1 階付、木造本瓦葺付台所、ニの渡櫓二重櫓門、本瓦葺)

重要文化財 74 棟 昭和 25 年 8 月 29 日指定

菱の門、備前門、化粧櫓、帯郭櫓、太鼓櫓、井郭櫓、折廻櫓、門、土塀など

特別史跡 中濠以内 1,078,100 m² (約 32 万 6 千坪) 昭和 31 年 11 月 26 日指定

◎ 『特別史跡姫路城跡整備基本計画』の保存管理計画の基本方針

- 1 特別史跡が持つ、本質的価値を減じる行為については、現状変更などは、認めない。
- 2 特別史跡が持つ、本質的価値である、『歴史的建造物・堀・石垣・土塁・地下の遺構、遺跡』については、良好に維持されている場合は、現状の厳格な保存に努める。
- 3 特別史跡内の展示施設、調査研究所、公園施設、便益施設、文化財サインについては、必要性、規模、意匠、色調、場所などを検討し、特別史跡の本質的価値への影響を軽微なものにする。

歴史文化資源の保存・継承と活用

【現 状】

- ・姫路市には、国、県、市が指定又は認定している文化財が319件ある。
また、それ以外にも市内には、地域の皆さんに大切にされている文化財が沢山あるため、それらの文化財を掘り起こして、刊行物の発行や、説明板の設置などを通して、多くの皆さんに情報発信をしている。
- ・指定文化財を次の世代に引き継ぐために、保存修理を行う助成事業も進めている。
- ・古墳や遺跡などの埋蔵文化財も、市内には沢山点在しており、開発事業に伴う発掘調査の指導や、姫路城周辺の特別史跡の保存管理に伴う現状変更許可業務を行っている。
- ・文化財課が所管している文化財施設については、地域の文化財を地域の皆さんの手で維持管理をしていただき、活用をしていただく市民参画型の文化財行政を進めており、少子高齢化社会の中で、地域振興や高齢者の皆さんの生きがいに役立っている。

【課 題】

- ・地域の文化財を未来へ継承できる文化財専門職員が不足しており、文化財の活用と保護の適切なバランスがとれる人材確保が急務である。

【関連情報】

◎ 指定文化財の状況（令和元年5月現在）

指定区分	有形文化財 (登録文化財)	民俗文化財 (選択)	記念物 (登録文化財)	文化財の 保存技術 (選定)	計
国	40件 (62件)	1件 (1件)	6件 (1件)	(1件)	112件
県	47件	10件	13件	—	70件
市	89件	20件	28件	—	137件
計	238件	32件	48件	1件	319件

◎ 文化財保護法第93条・94条・125条の申請状況

(単位：件)

埋蔵文化財の調査	H30	H29	H28	H27	H26
『周知の埋蔵文化財包蔵地』の確認	3,949	3,606	3,188	3,359	3,074
93条申請	381	387	350	369	364
93条申請	118	116	55	36	26
現状変更(125条)	106	119	147	97	101
試掘確認(93条・94条・125条開発事業等)	501	545	575	562	560
発掘調査(埋蔵文化財センターの業務)	23 6,844㎡	18 6,537㎡	23 7,450㎡	21 7,924㎡	19 3,589㎡